

## 18世紀アメリカに関するデジタル史料と未刊行手稿史料(2)

——ワシントン・モリス・軍票——

和田 光 弘

本稿では前稿に引き続き、デジタル史料と未刊行手稿史料という相異なる2種類の史料を用いて、18世紀後半のアメリカの一断片を読み解いてゆく。具体的なテーマは、デジタル史料に関してはジョージ・ワシントンに関連する懐中時計、未刊行手稿史料に関しては独立革命中にコネティカット邦で発行された軍票である。前者を扱う第1章は、すでにその論究の一部を開陳した拙稿2篇<sup>(1)</sup>の続編であり、『ワシントン手稿集成』のデジタル版を悉皆調査した結果を受けて、さらに議論を展開させたものである。後者を扱う第2章は、筆者の個人蔵の史料(軍票)24点を対象としたもので、それらのテクスチャー(形態)とテキスト(内容)の詳細な分析により、分類と生成に関わる説得的な仮説を提示する。いずれの史料からも、これまであまり知られていなかった興味深い知見が汲み出されるはずである。

### 第1章 ワシントンの懐中時計(その3) ——ガヴァニア・モリスとワシントン

拙稿(「デジタル史料のなかのワシントン」)の第3章、表6に示した史料31点を、『ワシントン手稿集成』中の新たな「史料集合」とし、それをさらに「構造化」(第3段階目)して析出されたのが、次の5種の分類であった。すなわち、①ワシントン一家のプライベートな懐中時計の購入(レピーヌ製作の時計を除く)に関わる史料15点、②G・W・フェアファックスの形見の懐中時計に関する史料2点、③大陸軍における時計の使用に関する史料8点、④故コ克蘭少佐の懐中時計の返却に関する史料3点、⑤レピーヌ製作の懐中時計の購入に関わる史料2点(史料番号27、28)、である(史料番号は表6中のもの)。前々稿では①と②、前稿では③と④を組上に載せた。本稿においては最後の⑤を対象に分析をおこないたい。

この⑤の史料2点は、いずれもワシントンが建国の父の一人、ガヴァニア・モリスに送った書簡である。図1-1に肖像を掲げたこの人物の略歴を見てみよう。ガヴァニア・モリスは1752年、一族の姓からモリサニア(モリッセイニア)と名づけられたニューヨークの広大な地所で生まれた。1775年にニューヨークの植民地会議議員、さらには大陸会議のニューヨーク代表に選ばれ、1787年の憲法制定会議ではペンシルヴァニア代表の一人として合衆国憲法の最終草案作成の委員長となり、憲法前文も彼の筆になるとされる。革命の財務を担ったロバート・

(1)

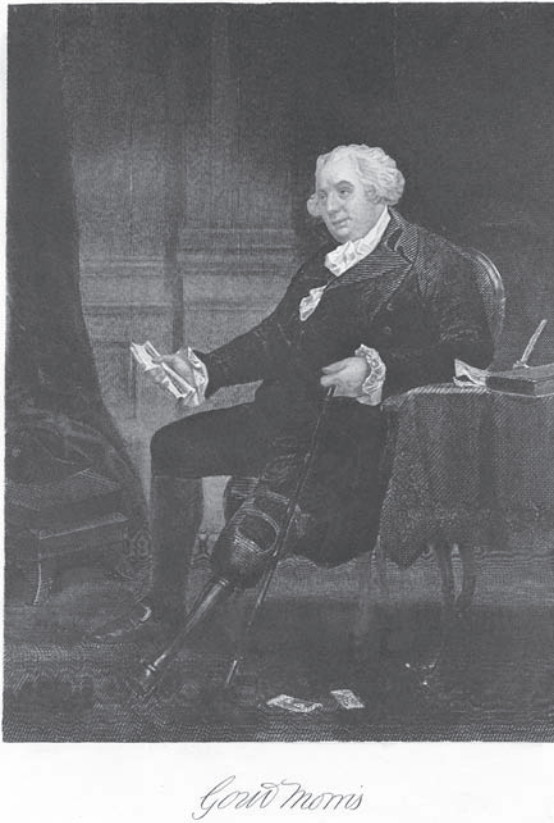


図1-1 ガヴァニア・モリスの肖像(筆者蔵)。A・チャペルの原画に基づいて、ニューヨークの出版社が印行した手彩色の版画(版画の著作権登録は1863年)。下方に署名の見えるモリスは1780年に馬車の事故(異説もある)で片足を失っている。

モリスのビジネスパートナーとして、タバコ関係等の取引のためフランスに向かうべく1788年12月にフィラデルフィアを出港し、翌89年2月初頭、フランス革命前夜のパリに到着。以後、1798年に帰国するまで、ヨーロッパの地に留まった。1790年から91年にかけては、ワシントンの依頼(後述の【史料10】)により私的な使節としてフランスからロンドンに赴き、米英両国の外交・通商関係修復の根回しをし、関係改善に尽力した。1792年、ワシントンによって正式に駐仏全権公使に任じられ、その職を94年まで務めた(ジェファソンの後任だが、ジェファソンはすでに1789年11月に帰国)。アメリカへの帰国後、57歳で結婚(初婚)、1800年には連邦派として上院議員に選ばれ、16年に死去している<sup>(2)</sup>。

このモリスとワシントンとの間で、時には大西洋を越えて何通もの書簡が交わされたが、『ワシントン手稿集成』のデジタル版から析出された史料2点だけでは、両者のコミュニケーションの全貌をつかむことは困難である。必ずしも来信

を前提としない上記③(大陸軍への一般命令書や軍法会議関連文書)などと異なり、双方のコミュニケーション、すなわち発信と来信を必然的に含意する書簡史料では来信(来簡)の存在は不可欠であり、とりわけワシントンの発信書簡以上に多くの書簡をワシントンに送ったモリスの場合、原則としてワシントンへの来簡を収録しない『ワシントン手稿集成』の限界は自明ともいえる。そこで本稿ではワシントンに宛てたモリスの書簡を含む史料——『ワシントン文書集成(大統領編)』およびモリスの日記・書簡集(いずれも編纂時期は古いが、B・C・ダヴェンポート編、A・C・モリス編、J・スパークス編)——さらにはワシントンの日記等も駆使しながら<sup>(3)</sup>、レピーヌ製作のワシントンの懐中時計に関する一連のやり取りの全体像を把握したい。また、ワシントンの関連史料のオリジナル(写真)は、連邦議会図書館のウェブサイト(「アメリカの記憶」)からも一部が閲覧可能であり、これも活用したい<sup>(4)</sup>。当該の時計に広い意

味で関わりつつ、モリスとワシントンの中で書簡が交わされたのは1年余り、1788年11月から1790年1月までで、その期間中にそれぞれに宛てた書簡（1点のみモリスの日記）をすべてリストアップしたのが表1-1である。この表にあるように計12点（史料点数では16点）が認められる。本章で用いる史料番号は新たにこの表に付したものとし、同表中の「史料番号等」の欄にある27、28の番号が、前々稿の表6に対応したものとなる。それぞれの書簡の日付に対応するモリスの日記史料の該当箇所も、表中の「史料」の欄に併記してある。史料としてきわめて貴重なこの日記を、モリスはフランスに着いてから書き始めており、ワシントンの懐中時計関連とは別に、時計師レピーヌについて触れた記述も多く、当時の最先端の計時装置をめぐるきわめて貴重な証言となっている。時計史の観点からも、これらを見過ごすべきではない。関連の記述についてすべて抽出したのが表1-2であり、表中の12点の史料（【史料a】～【史料1】）についても、表1-1と合わせて分析の対象としたい。以下、上記史料の関連箇所のみ抄訳し、次いで分析を加えてゆくが、抄訳といえども懐中時計関連の語を含む文章はすべて訳出しており、その意味では網羅的な訳といえる（ただし【史料11】には関連の記載がなく、訳は省いた）。なお、[ ]は筆者が補った語であるが、( )は史料中の文言である。

【史料1】 1788年11月12日、[ニューヨーク邦] モリサニアにて。

拝啓 予期せぬ遅れが生じましたが、私はまもなく、フィラデルフィアからフランス王国に向けて出発する予定です。また、オランダとイギリスにも足を延ばすつもりです。ご要望がございましたら、私に何なりとご用命下さい。これは単なる社交辞令ではございません。そのような社交辞令は、毎日、貴殿がお会いになるすべての方からお聞きになると存じますが、貴殿は誰にも増して、その言葉の真の意味を理解されているものと存じます。……貴殿が私にとって有益とお考えになる方々や、私を紹介しておくのが適切とお考えになる方々への紹介状をしたためて下さるならば、望外の喜びです。それらの方々の中に、私がほとんど存じ上げないジェファソン氏も含めていただけましたら幸いです。……私は根っからの楽観主義者ですので、すべてがうまく行くと確信しております。なんとすれば、貴殿がきっと大統領の椅子に座って下さるだろうからです。

【史料2(27)】 1788年11月28日、マウントヴァーノンにて。

拝啓 最終便にて、今月12日付の貴兄の書簡【史料1】を拝受し、喜びに堪えません。ヨーロッパで私の頼みを引き受けて下さるとの貴兄のお申し出、深く感謝いたします。そこで失礼を顧みず、一点のみ、お願い申し上げたく存じます。私の個人用に、金製の優れた懐中時計を入手していただけないでしょうか。小型で安っぽいものではなく（また、ごたごたと飾り立てたものでもなく）、技術的観点から優れた仕事がなされているもので、ジェファソン氏がマディソン氏のために購入した時計（大型で薄型のもの）と同じ大きさと種類の時計をお願い

表1-1 ワシントンとガヴァニア・モリスの書簡

番号	ワシントン	モリス	史料						
			史料 番号	書簡			日記 (モリス)		
				F	W	その他	D	AM	その他
1	宛	1788/11/12 (M)	—	—	PS1 : 103-4	AM1 : 14-5 D1 : xxxi-iii S : 291-3	—	—	—
2	1788/11/28 (MV)	宛	27	30 : 141-3	PS1 : 135-6	AM1 : 15 D1 : xxxiii-v	—	—	—
3	宛	1788/11/28 (Phil)	—	—	PS1 : 137-8	—	—	—	—
4	宛	1788/12/6 (Phil)	—	—	PS1 : 165-6	—	—	—	—
5	宛	1789/2/23 (P)	—	—	PS1 : 338-9	AM1 : 20 D1 : xxxv-vi L : 285-6	—	—	—
6	宛	1789/3/3 (P)	—	—	PS1 : 359-60	D1 : xxxviii-ix	1 : 3-5	1 : 25-6	S : 296-8
7	—	1789/4/23 (P) [日記]	—	—	—	—	1 : 50	—	—
8	宛	1789/4/29 (P)	—	—	PS2 : 146-8	AM1 : 54 D1 : 59-62	1 : 57-8	1 : 54-6	—
9	宛	1789/7/31 (D)	—	—	PS3 : 360-3	AM1 : 116	1 : 167-9	1 : 115-6	—
10	1789/10/13 (NY)	宛・関連 (4通)	28	30:439-44	PS4 : 176-83	D1 : 373-4	1 : 256-7	1 : 152-3	—
11	宛 (2通)	1790/1/22 (P)	—	—	PS5 : 35-40	D1 : 376-8	1 : 374-6	1 : 223	—
12	宛	1790/1/24 (P)	—	—	PS5 : 48-58	D1 : 378-87	1 : 377-8	—	—

[発信地] M : モリサニア、MV : マウントヴァーノン、NY : ニューヨーク、Phil : フィラデルフィア、P : パリ、D : デイエップ

[史料略号] F : 『ワシントン手稿集成』、W : 『ワシントン文書集成』 (PS : Presidential Series)、AM : アン・モリス、D : ダヴェンポート、L : ランデス、S : スパークス

表1-2 日記に見るモリスとレピーヌ (ワシントン関連以外)

番号	日付	日記 (D)	番号	日付	日記 (D)
a	1789/4/24	1 : 50-2	g	1789/10/11	1 : 252-5
b	1789/5/6	1 : 70-2	h	1789/10/16	1 : 260-1
c	1789/5/21	1 : 84-5	i	1791/11/16	2 : 307-8
d	1789/6/6	1 : 107-8	j	1792/1/30	2 : 359
e	1789/6/20	1 : 118	k	1792/7/7	2 : 461-2
f	1789/9/17	1 : 220-1	l	1792/7/11	2 : 465

たします。この件に関しては、ジェファソン氏が最良のアドバイスをしてくれるものと思います。聞くところでは、私が述べたような類の懐中時計はロンドンよりもパリで、より安く、またより上手に作られているそうです。代金として、ロンドンで一覽払いの手形25ギニー分を同封いたします。もしも代金がこれを越える場合（と申しますのも、私はあくまでも優れた時計を求めているからですが）、不足分は必ず弁済いたします。その他では、美しい〔懐中時計用の〕鍵のみ、お願いいたします。貴兄のご依頼通り、以下の人士への紹介状を同封いたします。フランスでは、ロシャンボー伯、シャステリユー侯、ラファイエット侯、ジェファソン氏。……貴兄が手紙の最後でほめかされていることに関してですが、私にとって不愉快なこの件については議論する気もありませんし、またその暇もありません。貴兄にはご理解いただけますが、第一に、私自身はそのような巡り合わせがこの身に降りかかってこないよう願っております。第二に、万が一そのような事態になれば、たとえ礼儀にかなわなくとも、可能な限り、受諾を避ける術を見出すつもりです。しかし結局、ある種の避け難い必要性ゆえ、私の思いと異なる道を選ばざるを得なくなった場合、もはや抗うことはかなわず、その力に従うべき時となるでしょう。

【史料3】 1788年11月28日、フィラデルフィアにて。

拝啓 本当につまらないこのような便りで貴殿を煩わせて恐縮に存じますが、最近、南部郵便で強盗事件が発生しましたので、貴殿がその郵便を使って、すでに私への便りをお送り下さってはいけなしいと思ひ、事件についてお知らせすべく、筆をとった次第です。

【史料4】 1788年12月6日、フィラデルフィアにて。

拝啓 先月28日付の貴殿のお便り【史料2】、本日、確かに拝受いたしました。何通もの紹介状をわざわざお書き下さり、感謝に堪えません。……貴殿が大統領になるべきであると私はずっと思っておりましたし、公言もしておりました。他の誰も、その職責に相応しい者はいないのです。他の誰も、我々の国の力を引き出し、市民生活の各方面に向かわせることはできないのです。貴殿のみが、傲慢な反対勢力や、さらに傲慢なその信奉者たちに、畏敬の念を抱かせうるのです。諸外国やその公使たちについては、言うまでもないでしょう。……一方で、貴殿は貴殿の国民すべての幸せのために尽くすという、言い表せないほどの至福を享受できると、私は固く信じています。貴殿をあえて見習おうとしない者たちは、貴殿のようになることができないが故に貴殿を妬み、妬むが故に憎んでいるだけなのです。貴殿は3百万以上の子どもたちの父となるでしょう。……〔このような〕私の見方は、貴殿の世評が民衆の心にもたらした熱狂によって影響を受けたものではありません。熱狂とは概して近視眼的で、またしばしば人を盲目にするものです。〔上記のような〕私の結論は、世界の人々が信じ、また貴殿の友人たちが実際に知っている貴殿の才能と徳から導き出されたものなのです。



【史料5】 1789年2月23日、パリにて。

拝啓 この地に着いてすぐに、私はジェファソン氏に貴殿の懐中時計の件について話しました。氏は、マディソンの時計を作ったのはローグという人物 (a Rogue) だと教えてくれて、私には別の時計師、ロミリーを推薦してくれました。しかしこれ [ロミリー作] もまたローグ (a Rogue) [作と同じ類] かもしれないと思ったので、時計師ではないけれども、非常に正直な人物の店を訪ねて聞くと、グREGソンを勧めてくれました。私と一緒にいた紳士も、グREGソンはローグ (a Rogue) [作と同じ類] だと請け合ってくれて、兩名 [紳士と店主] とともに、ロミリーは古い流派で、彼の作る時計は時代遅れだと口をそろえました。……やっこのことで私は、この地でこの職業の頂点に君臨しているのはレピーヌ氏だということをつきとめ、他の誰よりも彼の仕事ぶりについて調べ、ついにレピーヌ氏を訪ねて、非常によく似た懐中時計を2個、作ってくれるように依頼しました。一つは貴殿のために、もう一つは私のためにです。ともあれ、必要以上に出費がかさんだのは以上のような理由によるもので、何とぞご理解下さい。この出費を幾分かでも抑えるため、貴殿の手形 [【史料2】にある25ギニー] を最高のレートで両替いたしました。結果、お預かりしている25ギニーは、27ルイ [ルイドール金貨] を上回る657リーヴル・7スー・10ドゥニエとなりました。

【史料6】 1789年3月3日、パリにて。

拝啓 上記は、私が先月23日に光栄にも [貴殿に] 書いたもの [【史料5】] の写しです。

【史料7】 [1789年4月] 23日木曜日。……ヴィクトワール広場に赴き、注文しておいた懐中時計をレピーヌ氏から受け取る。グラン商会宛に振り出した代金分 [690リーヴル] の手形で支払う。一緒に携えて [帰国し]、ワシントン将軍に届けてくれるように、[2個の時計のうち] 1個をジェファソン氏に送る。

【史料8】 1789年4月29日、パリにて。

……手紙を終えるにあたって、最初に書こうと思っていたことに触れないではられません。じつは6日前、時計師 [レピーヌ] から貴殿の懐中時計を受け取りました。銅製の鍵2本と金製の鍵1本、さらには予備のゼンマイと風防ガラスを収納した箱も付属しています。これらすべてをジェファソン氏に送りました。彼が貴殿のもとに運んでくれることになっています。代金は690リーヴルで、[残金の] 請求分、32リーヴル・12スー・2ドゥニエについてはR [ロバート]・モリス氏にお支払いいただきますよう、なにとぞお願い申し上げます。

【史料9】 1789年7月31日、ディエップにて。

拝啓 先の4月29日に、貴殿に手紙 (【史料8】) をしたための荣誉に浴しました。……ロン

ドンへと向かう途上のこの地で、ニューヨークへ直接向かう船を見つけましたので、この機を逃がすことなく、この国〔フランス〕の政治・軍事・財政・商業の現状を物語る諸表をお送りいたします。……また、まだジェファソン氏が知らされていない、ある件についてもお知らせいたしたく存じます。私はこの件について、この地の何人に対しても言及することを許されておらず、それゆえジェファソン氏にも話すことができないのです。おそらく貴殿はご存知かもしれませんが、じつはムスティエ伯が解任され、後を襲うのはテルナン大佐だということです。……ムスティエ氏が別の役職に任じられれば、テルナンが〔駐米フランス〕公使となる可能性はきわめて高いでしょう。もっともそれは、その時の宮廷の状況によるのであって、私としては可能性が高いとしか言えませんが。……

追伸 わが友モリス氏に、私が現在この地にいることをお知らせいただけましたら幸いに存じます。

【史料10(28)】 1789年10月13日、ニューヨークにて。

拝啓 時間ができましたので、取り急ぎ、したためさせていただきます。貴兄の2月23日付〔【史料5】〕、および3月3日付〔【史料6】〕、4月29日付〔【史料8】〕のお便り、確かに拝受いたしました。これらのお手紙にてお知らせ下さった興味深い情報の数々に対して、また、私のためにわざわざ懐中時計を入手してくださった貴兄のご尽力に対して感謝申し上げることが、この手紙で記そうとしていることのすべて、ないし、ほとんどすべてです。……次の品を、当地〔ニューヨーク〕もしくはフィラデルフィアへ向かう最初の船便で送って下さるよう、貴兄にお頼みしてもよろしいでしょうか。鏡張りの飾り盆。ただし、高価な装飾があしらわれたものではなく、上品(neat)で流行の意匠(fashionable)のもの。……私の説明が不十分でしたら、そのおおよそのイメージとしては、貴兄がロバート・モリス氏宅の卓上でご覧になられたものを思い出していただきたい。これらのものが、その価格や意匠の点で、ロンドンよりもパリの方が良いかどうか、私には判断がつきかねております。……食事中、そして食後に楽しむワインのため、見栄え(handsome)と使い勝手の良い(useful)ワインクーラーを考えています。……追伸。この手紙にまさに封印を捺そうとしていた時に、ディエップで出された7月31日付の貴兄の手紙〔【史料9】〕を落手しました。重要な情報の数々を記して下さり、深く感謝いたします。

【史料12】 1790年1月24日、パリにて。

拝啓 10月13日付の貴殿の親切なお便り〔【史料10】〕、拝受いたしました。貴殿が触れておられる品々について、ただちに調達に取りかからさせていただきます。

【史料 a】 [1789年4月] 24日金曜日。……彼を訪ねて領事館まで行ったが、そこで古い懐中

時計を落として傷めてしまった。……レピーヌ氏 [の店を] を訪ねて、時計を [修理してもらうため] 置いてきた。

【史料 b】 [1789年 5月] 6日水曜日。……家で<sup>ディナー</sup>食事を取ったあと、古い懐中時計を受け取りにレピーヌを訪ねた。彼はダイヤモンドをセットした見事な新作を見せてくれた。価格は2万リーヴル。その他、素晴らしい彼の仕事のいくつかを見せてもらった。特筆すべきは、楕円形の歯車を用いて平均時 (mean time) [平均太陽時] と普通時 (common time) [真太陽時、視太陽時] を示時する<sup>クロック</sup>柱時計 [もしくは置時計ないしホールクロック] で、通常のメカニズムで平均時を正しく示す一方、その歯車が1年に一回りして、平均時を示す動きを進めたり、遅らせたりする。遅れは17分程度、進みは12分程度である。彼が言うには、この仕組みが発明されたのは40年ほど前で、発明者は誰かわからないとのことである。

【史料 c】 [1789年 5月] 21日木曜日。……レピーヌの店に懐中時計を調整してもらいに行った。

【史料 d】 [1789年 6月] 6日土曜日。……レピーヌ氏の店に行き、私の古い懐中時計を置いてきた。4分の1秒を計時する機構に替えてもらうため、氏が私のために作ってくれることになっている。

【史料 e】 [1789年 6月] 20日土曜日。……食後にわれわれ (ジェファソン氏と私) は時計師のレピーヌを訪ね、次いでチュイルリー宮に向かって、そこでラヴォアジエ夫人に会った。

【史料 f】 [1789年 9月] 17日木曜日。……レピーヌを訪ねて懐中時計を調整してもらい、次いでジェファソン邸に赴いた。

【史料 g】 [1789年 10月] 11日日曜日。……それからレピーヌの店に行った。私のもう一つの懐中時計は完成していたが、調整が終わっていなかった。そこで再びルーヴル宮に向かった。

【史料 h】 [1789年 10月] 16日金曜日。……レピーヌの店を訪ね、懐中時計を落手した。だが分針と秒針しか動かず、3時間ほどで止まってしまった。彼 [レピーヌ] はイギリスの皇太子のために作った素晴らしいムーヴメントを見せてくれた。それは美しさと珍しさの双方で見事なものだった。

【史料 i】 [1791年 11月] 16日水曜日。……午後1時半ごろ、ウルフ氏が訪ねて来たので、レ



ピーヌの店に連れていった。そこで彼は、リピーター機構を備えた懐中時計を、42ルイ分の紙幣を支払って購入した。それ〔42ルイ分の紙幣〕は、アントウェルペン〔の外為市場〕でロンドン・アントウェルペン間の為替レートを適用すれば、ほぼロンドンでの30ギニーと同じになるが、ロンドンで直接為替取引をすれば、英貨でちょうど31ポンド13シリング6ペンスとなる。

【史料j】〔1792年〕1月30日月曜日。……パリのレピーヌから託されていた懐中時計を、スチュアート氏に届けた。

【史料k】〔1792年〕7月7日土曜日。……レピーヌ氏の店に行き、自宅用に柱時計〔もしくは置時計〕をいくつか注文した。

【史料l】〔1792年7月〕11日水曜日。……今朝、マウントフローレンス氏を連れて、レピーヌの店に行った。

以下、それぞれの史料にそくしながら、解説を加えてゆきたい。

事の始まりは1788年11月12日付の書簡、【史料1】である。すなわち、フランスへ赴くモリスが、ワシントンのよく知る同国の主要人物へ宛てた紹介状の執筆を、ワシントン本人に依頼したのがこの話の発端である。ワシントンはモリスの要望に快く応え、何通もの紹介状をただちに送った（【史料2】）。これらの推薦状を携えて、【史料1】からおよそ1か月後、モリスはフランスへ向かうことになる。【史料3】にあるような当時の通信環境の劣悪さに鑑みて、このフランス出発までのやり取りはきわめてスピーディになされたと言ってよい。

ここで通信速度に関して再度確認するならば、マウントヴァーノンからワシントンが送った11月28日付の書簡【史料2】が、フィラデルフィアのモリスのもとに着いたのは、モリスが【史料4】を書いた「本日」、12月6日であり、10日程度で届いたことになる。また、ディエップからモリスが送った7月31日付の書簡【史料9】がニューヨークのワシントンに届いたのは、【史料10】の追伸の記述により、ちょうど10月13日とわかる。この場合、手紙は大西洋を横断しているにもかかわらず、かかった日数は2か月と2週間程度である。ただし【史料9】はパリからではなく、港町のディエップから送られたもので、しかもたまたまニューヨークへと直航する船便を見かけ、ワシントンという、アメリカ随一の著名人宛ての手紙を託した特殊事情を斟酌する必要がある。また【史料3】が述べるように、郵便配達人はしばしば強盗の襲撃対象となり、荷が略奪されるリスクがあったが、一方で当該史料は、当時の「南部郵便」のシステムが成功裏に作動していたことを示す証言ともなっている。

さて、【史料2(27)】から推測するならば、ワシントンはマディソンの最新式の時計を目に

して、それがジェファソンによってパリから送られたことを聞き、同じような時計を入手したいと考えたのであろう。ただし、駐仏アメリカ公使という公職にあるジェファソンに直接、そのような依頼をするのははばかられたと思われ、モリスの申し出（【史料1】）を渡りに船とばかり、ビジネス目的でプライベートな立場で渡仏するモリスに対し、個人的な依頼をしたのであろう。さらには、ワシントンとモリスの親密さを皮肉るエピソード——ハミルトンと賭けをしたモリスが、ワシントンの肩を気さくに叩いて挨拶し、ひんしゅくを買った一件<sup>(5)</sup>——に見られるように、モリスの方が気心が知れ、このようなことを気兼ねなく頼みやすかったのであろう。

ちなみにジェファソンは、フランクリンの後を引き継いで1785年3月、駐仏公使に任命されており、同年7月初頭にボストンを発って1か月後にパリに到着、その後、4年以上にわたってパリに居住し、フランス革命へと至る道程（たとえば1789年5月5日の三部会開会）を目撃している。しかし彼はすでに前年の11月、当時、外務を統べていたジョン・ジェイに手紙をしたため、翌89年の8月までにはパリを発って帰国したい旨、伝えていた。だが、連合政府から連邦政府への移行時期でもあり、正式な許可が出たのは6月で、その知らせをジェファソンが受け取ったのは8月であった<sup>(6)</sup>。7月14日のバスティーユ襲撃によって革命が本格的に始まり、帰国を急いでいた彼は、10月22日にフランスを出国、11月23日、ヴァージニア州ノーフォークに着いた。じつは彼のこの帰国日程は、後述の懐中時計の動きとも関わってくる。

さて、まだジェファソンがパリに滞在していた2月初旬、そのパリに着いたモリスは、同月に【史料5】をしたためており、到着直後からワシントンの依頼を実行すべく動いたことがわかる。史料中に登場するフランスの当時の計算貨幣単位リーヴルは、正確には「リーヴル・トゥルノワ」で、原文の略語もまさにそのように記されている。また、「ルイ」と記された硬貨名、すなわち1ルイドル金貨は当時、イギリスでは1ギニー金貨と同じく21シリングで評価されていたが、たとえば英領植民地では、同ギニー貨が35シリング前後で評価されたのに対し、ルイドル金貨はそれよりも1シリング程度低い評価を受けていた<sup>(7)</sup>。このような状況に鑑みて、ここでモリスが25ギニーを「最高のレート」で、27ルイドルを上回る657リーヴル・7スー・10ドゥニエに両替できたのは、巧妙かつ適切な処理の結果といえよう。ちなみにルイドルの価値は、フルーリー枢機卿の政策以降、固定されており、27ルイドルはリーヴル・トゥルノワ換算で648リーヴルである。したがって、モリスはこれよりもさらに9リーヴル強の高額での両替に成功したことになる。

さらに興味深いのは、本史料中で言及される時計師たちの名である。これらの名から、当時の時計産業の中心地のひとつ、パリにおける同産業の状況が垣間見られるからである。歴史上の時計師たちを余すところなく収録して名高いG・H・ベイリーの『時計師事典』（1929年初版）によれば、本文中の「ロミリー」、すなわちジャン・ロミリー（Jean Romilly）は有能な時計師で、1714年にジュネーヴで生まれ、パリに出て成功を取めた。1755年にはステップ運針の

秒針機構（デッド・セコンド、Seconde Morte）を完成させ、1年巻きの時計なども製作している<sup>(8)</sup>。ピエール・グREGSON（Pierre Gregson）はイギリス人で、1778年から90年にかけてパリで活躍した王室御用達の置時計師である<sup>(9)</sup>。一方、同書にローグ（Rogue）の名は掲載されていない。ジャン＝アントワヌ・レピーヌ（レピン）（Jean-Antoine Lépine [L'Épinel]）は、同書でも「卓越した時計師」と評され、異例とってよいスペース（時計史上、きわめて著名なアブラム・ルイ・ブレゲ以上のスペース）を割いて解説されている<sup>(10)</sup>。実際、レピーヌの功績は計り知れない。1720年、王室御用達の機械技師を父にパリに生まれた彼は、今日の機械式腕時計にまで受け継がれる革新的な輪列機構、いわゆるレピーヌ・キャリバーを開発し、懐中時計を薄型化したことで名高く、ルイ15世やルイ16世、ナポレオン1世の懐中時計も製作している。また、ヴァーギユル（ヴィルギユル）脱進機の発明、ないし改良にも成功。さらに、文字盤側からではなく、裏側から指針合わせをおこなう仕組みや、鍵を用いずにゼンマイを巻く機構などを考案したとされる。モリスが注文した懐中時計も薄型で、レピーヌ・キャリバー、ヴァーギユル脱進機を搭載した最新機種であった（レピーヌ作ではないが、筆者蔵の懐中時計、図1-2を参照）<sup>(11)</sup>。ただし、『時計師事典』によれば、レピーヌは1783年に娘婿のラグエ（Claude Pierre Raguet）に仕事を譲ったという（以後、Raguet-Lépine）。この事実は、同事典のレピーヌの項とラグエの項、双方に記載されており、すでに63歳のレピーヌが、一人娘と結婚したこの娘婿——レピーヌ工房の職人だった——を後継者としたことは十分に首肯される。もっとも、レピーヌが亡くなったのは94歳の1814年であり、長寿の彼が実際に仕事を引退したのは1793年ないし94年頃との説がある。レピーヌ自身は、ラグエを後継者とした後も仕事を続けていたのであろう。それゆえ、1789年に書かれたこの【史料5】でも、モリスは「レピーヌ氏」に懐中時計製作を依頼したと述べている（じじつ、現存するワシントンの時計の中蓋には、「王の時計師レピーヌ」と刻まれている）。ただし、たとえ時計師本人に直接発注したとしても、製作自体は工房でなされたと考えるのが自然であろうし、モリスもむろん、そのように捉えていたであろうことは、とりわけ日記史料の記述から窺われる。

ただ、ここで大変興味深いのは、原綴りが非常によく似た「ローグ（Rogue）」と「ラグエ（Raguet）」の2つの姓である。前述のように、ローグの名は『時計師事典』に出てこないが（むろんラグエは出てくる）、もしもモリスがこの書簡に記した（もしくは記すべきだった）名がローグでなくラグエであったとしたら、すべての辻褄が合ってくるからである。すなわち、ワシ

図1-2 ヴァーギユル脱進機を搭載した懐中時計のムーブメント(筆者蔵)。18世紀末にフランスで作られたと推定され、レピーヌ・キャリバーの輪列機構など、ワシントンの懐中時計と酷似した構造が見てとれる。ケース径60.0ミリ。

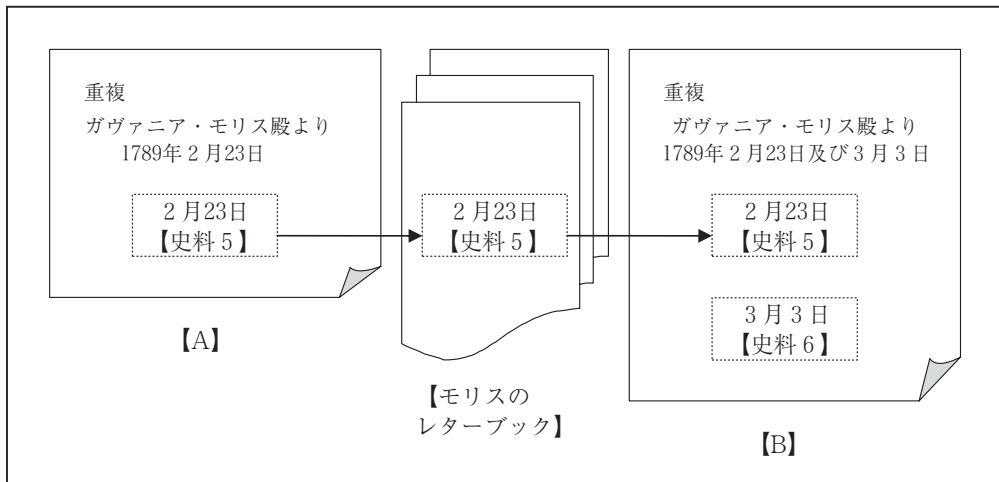


図 1-3 【史料5】の構造

ントンが気に入った「マディソンの時計を作ったのはラゲ」ではなくラゲだとしたら、ただちにラゲ=レピーヌ工房の意となり、文意が通ってくる。また、新しい流派としてグREGSONとラゲの名が人々の口の端に上ったのだとすれば、これもまた十分に首肯されるのである。このように、もし「ラゲ」が「ラゲ」の「誤植」だとすれば一種の「新発見」となるが、その妥当性について考察する前に、本書簡史料がどのように生成されたのかを確認しておく必要がある。

じつは本史料の成り立ちはやや複雑であり、簡潔に図解するならば図1-3のようになる。本史料にはオリジナル、つまりモリス自身が筆をとって記し、最後に署名をした「自署自筆書簡 (autograph letter signed)」が2点存在するのである。オークションによる2度の転売を経てコレクターの所有となっている【A】と、連邦議会図書館に収められている【B】である。両者の関係は『ワシントン文書集成』の簡潔な註記では必ずしも詳らかではなく<sup>(12)</sup>、連邦議会図書館に収められた【B】の現物(写真)をウェブサイト上で確認することで、初めてその全体像が推測できる<sup>(13)</sup>。そもそも【史料5】のテキストはまず、2月23日付の書簡【A】によって生成された。ただしその内容については、前述のようにコレクターの所有であるため、確認しえない。オークションの際のカタログに記された断片的な情報を知りうるのみである。われわれが実見できる史料【B】は、図に示したように、同じ書簡に【史料5】のテキストと【史料6】のテキストを納めたものである。つまりモリスが3月3日に【史料6】を書く際に(これがすなわち【B】)、時間的に先に届くかどうかわからない(もしくは届かないかもしれない)10日前の手紙(すなわち【A】)の内容(【史料5】)を念のために再度、記したのである。【史料6】のテキストの冒頭に、「上記は、私が先月23日に光栄にも【貴殿に】書いたもの【【史料5】】の写しです」と述べられているゆえんである。【史料6】自体に時計に関する

記述はないが、当日のモリスの日記に、「3月3日火曜日。午前中は手紙を書くのに費やした」とあり、これが【B】を指すと考えられる。ともあれ、このように念を入れて、重複を厭わずに【史料5】を再度手紙に記したことから、ワシントンに依頼された時計の件について、モリスがきわめて重く考えていたことがわかってしまう。ただし理論上、【A】における【史料5】のテキストと、【B】における【史料5】のテキストが同一であるとは必ずしも保証されえないが、両者を結ぶものとして【モリスのレターブック】を想定すれば、必要十分な保証となりうる。レターブック（信書控え帳）とは周知のとおり、自身が出した（発信した）手紙の写しを記したノートで、本人がその写しを取る場合も、秘書がおこなう場合もある（モリスやワシントンのレターブックは連邦議会図書館に収蔵されている）。モリスが【B】をしたための時、当然ながら【A】はすでに手元にないが、レターブックに記された控えを見ながら、おそらく正確に——彼にとって重要な案件であるから——文言を写したのであろう（図に示したように、さらに【A】・【B】にはともに「重複〔写し〕(Duplicate)」の記載、およびワシントンの手になる覚書（「ガヴァニア・モリス殿より……」）が挿入されている<sup>(14)</sup>）。

さて、以上のような史料状況を踏まえて、「ラゲ」を「ローグ」と誤植した（とするならば）、その原因を考えてみよう。大別すれば、3通り想定できる。①モリスがこのフランス語名を不正確なかたちで記憶（ないし記録）して手紙に記した（もしくは、そもそもロミリーを推薦していたジェファソンが曖昧にモリスに伝えた）、②【A】をモリス（もしくは彼の秘書）がレターブックに写し取る際、もしくはそれをもとに【B】に同文を書き写す際に転記の誤りが生じた、③モリスの書簡集・日記の編者が、活字化する際に読み誤った、である。①・②は当時の要因、③は後世の要因となる（さらにこれらが重なり合って生じた可能性も想定できる）。そこで、ウェブサイトで実見可能な【B】に記されたモリス本人の筆跡を確認すると、3か所に出てくるローグの語はほぼ皆、“Rogue”と読めるが、インクの滲みの影響から、2か所については“Rague”の可能性を完全には否定できない。手書きの“o”と“a”はしばしば判別しにくいからである。ただしいずれも、語尾の“t”が記されていないのは明白である。しかし語尾の“t”は読まれなため、表記で落とされてしまった可能性もある。もっとも“Rague”をラゲと発音させるためには、少なくともフランス語の近代的な正書法では、最後の“e”にアクセント等が付す必要があるが、そのような記号は見出せない。しかしこれも、外国語を読めないワシントンに宛てた手紙であって見れば、文法的にラフな表現をモリスが選択したと考えても不自然ではない。そもそも本稿で扱う他の史料にローグの名は一切出てこないが、本史料中の3か所のローグの語には、いずれも不定冠詞が付されている（“a Rogue”）。本史料中、このように不定冠詞の付された時計師名はこのローグのみであり、しかもその3か所中、ローグ作の製品（時計）の意と解される表現は最大2か所で、1か所（最初のもの）の表記は明らかに「ローグという人物（“Man”）」の意である。つまりそもそも、このローグの名前自体が必ずしも定かでないことを、モリス自身が不定冠詞を付すことで認めているとも考えられ



る。【A】等が実見できないため、【B】への転記の誤り（すなわち②の説）を完全に排除することはかなわないが、以上の事実から総合的に判断するならば、①の可能性が高いように思われる。すなわちモリスは、無意識か（ジェファソンから聞いたたり、他の店で聞いたたりした際に、曖昧なかたちで名前を認識したため）、意識的か（外国語を解さないワシントン宛ての手紙であるため）は断じえないものの、ラゲの名を不正確に記憶・記載したと考えることが可能なのである。したがって、書簡集・日記の編者が読み誤った可能性（③）は否定されるが、上記の点に関する注記等が一切ないことから、編者たちが時計師の固有名詞にまでは留意しなかったことは明らかであろう。すなわち、1880年代に最初にこの手紙を活字化したアン・モリスは“rogue”と記し、1930年代のダヴェンポートも、頭文字を大文字に変えてはいるが、綴りはそのまま踏襲し、さらには1980年代の『ワシントン文書集成』の編者も、別段、この表記に疑問を抱くことはなかったのであろう<sup>(15)</sup>。

さて、競売に付された【A】の書簡であるが、この史料が早くから市井に流失したのには理由がある。当該書簡にはすでに註記したように、「ガヴァニア・モリス殿より。1789年2月23日」との裏書（端裏書）がワシントン本人によって記されていたにもかかわらず（図1-3参照）、J・スパークスによってワシントン文書から除かれたのである。スパークスはハーヴァード大学の学長も務めたアメリカ史家で、主に19世紀前半に活躍し、ワシントン、モリス、フランクリン等に関する初期の精力的な文書集成で知られるが、その編集方針はかなり恣意的であったとされる<sup>(16)</sup>。オークションカタログによれば、彼は【A】の書簡の裏面に、「これは完全にプライベートな手紙なので、いかなる場合でも出版されるべきではない」と書き込んでおり<sup>(17)</sup>、これが【A】を排除した彼の行為の説明となろう。また内容が重複しているからこそ、躊躇することなくそのような操作ができたのかもしれない。ともあれ、もっぱら時計の件のみが記され、建国の偉大な父ワシントンがモノにこだわった証左ともいえるこの書簡に対して、19世紀の専門家が「不当に」低い評価を与えていたというべきであろう。このスパークスの態度に典型的に示されているように、ワシントンの時計の件については、他のガヴァニア・モリスの研究書にも関連の指摘が散見されるものの、必ずしも皆が言及しているわけではなく、言及している場合でも総じて、ワシントンとの親交を示すエピソードの一つといった位置付けであろう<sup>(18)</sup>。しかし、ハミルトンとワシントンの往復書簡の場合と同様に、ワシントンに大統領就任を要請する、その導入の意味合いも、このモリスの時計の一件は有していたように思われる。なんとなれば、【史料1】が書かれたのは、まさにコ克蘭少佐の懐中時計の返却の件をめぐる、ハミルトンとワシントンが書簡を交わしている最終盤の頃なのである（ワシントン宛てのハミルトンの書簡（前稿の【史料13】）の日付は1788年11月18日である）。偶然であろうか。当時の政治の中枢に位置する男たちが、単に時計の話題で盛り上がっていただけではなかろう。8月から続いているコ克蘭少佐の時計の件がワシントンの頭の中にあり、その伝統的な古いタイプの懐中時計とは大いに異なる最新式の時計を、パリへ行くモリスへ依頼した



と考えれば、非常にスムーズに理解できる。そしてモリスの書簡もまたハミルトンと同じく、ワシントンに大統領就任を勧めるものであった。【史料1】で、「貴殿がきっと大統領の椅子に座って下さるだろうから」と、さりげなくワシントンの意向を探るモリスに対して、【史料2】でワシントンは、「貴兄が手紙の最後ではほめかされている」、「私にとって不愉快なこの件については議論する気もありません」と述べ、さらに否定的な対応を2点、理路整然と挙げておきながら、最後に「その力に従うべき時となるでしょう」と結論付けている。すなわちあらゆる譲歩は置いているものの、この書簡でワシントンは最終的に、大統領職を引き受ける意思を暗示しているのである。ハミルトンに対する同時期の書簡ではまだ、必ずしもそのような肯定的な意思表示はしていないところから、非常に鮮やかなコントラストを見ることができよう。独立戦争中からワシントンのそばにあって生死を共にし、深く信頼しているハミルトンに対してよりも、おそらくは気安いガヴァニア・モリスに対してワシントンは本心を覗かせているのである。むろんそのような心境に至るに際しては、ハミルトンの説得が奏功したことも忘れてはならないだろう。

モリスはフランスに向けて出港する2日前にしたための書簡（【史料4】）においても、紹介状が同封されたワシントンの書簡（【史料2】）を無事に——【史料3】で心配した事件に巻き込まれることなく——落手したことをワシントンに報告するとともに、再度、全力を傾けて、強く大統領職への就任を求めている。民衆に対して不信感を抱いていたとされるモリスは、民衆の「熱狂とは概して近視眼的」であり、自らの言葉は「熱狂」に基づくものではないと冷静に記しながら、彼の紡ぐ言葉の数々は、紹介状を書いてももらった感謝の範疇を遙かに超えて、まさにワシントンへの全面的な賛美であり、打算ではない彼の本心の発露を見て取ることができる。モリスは「頭」で、すなわち理性的に理路整然とワシントンが大統領職にふさわしいと説きつつ、実子のいない彼を「3百万以上の子どもたちの父」と形容するなど、「心」でも、すなわち情緒的なレベルでも彼に心酔して言葉を尽くし、より強い説得力を発揮しているといえよう。ともあれ、翌1789年2月には大統領選挙人の投票がおこなわれ、ワシントンが満票で初代大統領に選ばれ、4月末に就任式が挙行される。1788年の12月中にアメリカを離れ、89年の2月初めにパリに到着したモリスは、このアメリカ革命の総仕上げをその目で見ることはかなわなかったが、彼はフランス革命の勃発と展開を、文字通り目撃することになる。【史料5】以降の書簡と、フランスに着いてから克明に記していた日記（【史料7】など）がそのヴィヴィッドな証言となった。【史料9】は、バステューユ襲撃などで政情不安なパリを7月末にいったん逃れて、イギリスに向かう途上のディエップで書いた手紙である（そこからイギリスに向かう船に乗ったのは8月1日）。

前述のように【史料7】は書簡ではなく、モリスの日記の一節であるが、次の【史料8】と合わせて、ワシントンの懐中時計の受け取りと支払いに関する重要な証言を含んでおり、例外的に収録した。ここに手形の宛先（受取人）として登場する「グラン商会」については詳らか

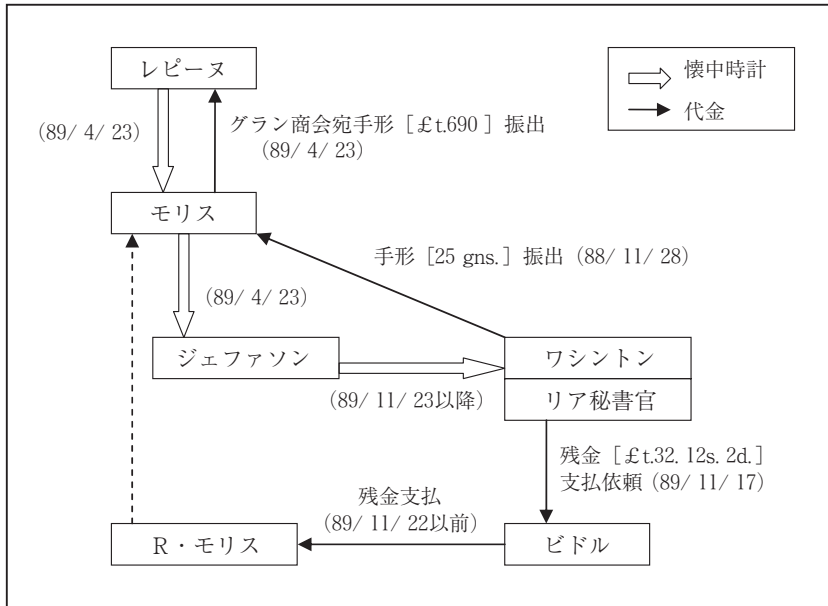


図 1-4 懐中時計購入と代金決済の流れ

でないが、おそらくレピーヌ工房の取引先と推測され、工房が同商会に負っている何らかの勘定の決済の一部とするために、直接、同商会に宛ててモリスに手形を振り出すことを求めたのであろう。とまれ、【史料 8】までの記述等から、ワシントンの懐中時計の購入とその代金決済の流れを簡潔に図式化すると、図 1-4 のようになる。白抜き矢印で示しているのがモノとしての懐中時計の動きである。前述のようにジェファソンは、すでに前年末に帰国の意思を本国に伝えていたことから、モリスはこの高価で大切な品を、まもなく帰国する予定のジェファソン本人に託して、直接ワシントンに渡してもらおうと考えたのであろう。ただし最終的にジェファソンの帰国は 11 月となったため、ワシントンが実際に入手したのはそれ以降である（帰国まで、船中も含めておよそ 7 か月間、時計はジェファソンのもとにあったと考えられる）。じつはその後、ワシントンがいつ、どのような形でジェファソンから時計を落手したのか、証言する史料は見当たらない。ジェファソンがニューヨークにワシントンを訪ね、再開したのは、帰国からおおよそ 4 か月後の 1790 年 3 月 21 日である。同日のワシントンの日記には次のように記されている。「國務長官ジェファソン氏を、午後 1 時ころ迎えた」。翌日の日記には「役職の職責に関する事柄について、ジェファソン氏と 1 時間以上話し合った」とあり、さらにその翌日にも、「以下の諸点について、國務長官と話し合った」と続く。この間、時計の件について記載はない<sup>(19)</sup>。また、この再会に先立つ 4 か月前、ジェファソンの帰国直後に、ワシントンはジェファソンに対して國務長官への任命辞令を送っている。1789 年 11 月 30 日の手紙には、「東部諸州へ旅立つ前に……預けておいた同封の手紙によって、貴兄に対する私の行

いの動機をご賢察いただけるものと思います。……ノーフォークに着かれていますので……任命辞令をヴァージニアに届けてもらいました」とあり、同封の手紙とは10月13日付のもので、次のような文言がある。「[貴兄への] 個人的な尊敬の念と、公に知られた[貴兄の] 適性を確信するがゆえに、貴兄を國務省[長官]に推薦することを決めました」<sup>(20)</sup>。ワシントンはジェファソンの意向を聞く前に、いわば独断で國務長官への就任要請を決定したのである。ただし、これらの手紙にワシントンは懐中時計の件を記していない。ジェファソンが時計を預かっていることをモリスから知らされているのにもかかわらず、である。また、これら2通に対する返信を、ジェファソンは12月15日にヴァージニアでしたため、婉曲的な表現を多用しながらも國務長官就任を受諾しているが、やはり時計に関する言及はない<sup>(21)</sup>。ただ、「……早ければその月[3月]に、ニューヨークにおいて貴殿にご挨拶する榮譽に浴することができると思います」と述べており、先述のごとく予定通りに、3月21日にワシントンと再会している。この間、ワシントンが東部諸州へ視察旅行をしていたこともあってか、両者がこれ以上、手紙のやり取りをしている様子はない。以上の事実から、ジェファソンが時計を届けたタイミングとして、①12月15日付の手紙に「同封」した、②翌年の3月21日に直接渡した、の2通りの可能性が高いと考えられよう。モリスから託された貴重な品ゆえ、直接渡したのだとすれば、ジェファソンの手元には時計が1年以上あったことになる。次の【史料10】でワシントンはモリスに感謝の言葉を述べているが、その時点(すなわちワシントンが【史料10】の手紙を書いている10月13日の時点)ではまだ、ワシントンは実物を手にしてはいなかったのである。このようにモリスが懐中時計をジェファソンに託してワシントンに届けた事実や、その際、ウォッチキー等を同梱したことなどは、モリスの生涯を描いたセオドア・ローズヴェルト大統領の著書にも簡潔に——数行のみ——触れられている<sup>(22)</sup>。なお、この懐中時計は現存しており、現在、ペンシルヴァニア歴史協会が所有している<sup>(23)</sup>。

さて一方、図1-4に実線で記した流れは代金決済に関わるものであり、時計本体の動きと比して、やや複雑になっている。図中に示したワシントンが振り出した手形(25ギニー)と、モリスが振り出した手形(690リーヴル・トゥルノワ)については、それぞれ【史料2】、【史料7】に記載があるが、後者の金額については【史料8】から容易に推測される。この【史料8】に関わるモリスの日記の記述として、「[4月]29日水曜日。……午前中に手紙を書いた」とある。その手紙、すなわち【史料8】に明記された時計代金の不足分(残金)、「32リーヴル・12スー・2ドゥニエ」と、【史料5】でモリスが記した「657リーヴル・7スー・10ドゥニエ」、すなわちワシントンから預かった25ギニーの手形をリーヴル・トゥルノワに両替した額とを合算すると、ちょうど「690リーヴル」となり、ここに見事に計算が合う<sup>(24)</sup>。モリスの実務能力が如何なく発揮されている好例であろう。また、残金の支払い先をロバート・モリスに指定しているのは、ビジネスパートナーとしての2人のモリス(両人に親族関係はない)の親密さを如実に物語るものであり、それは【史料9】の記述からも十分に窺える。つまり、ア

アメリカにいるR・モリスに宛てて支払ってもらうことで、国際送金の手間と危険を排除することができただけでなく、両モリス間の決済であれば、帳簿上で済ませ得たと推測されるのである（それゆえ、図1-3では点線で記した）。

この時計の残金の支払いについては、ワシントンの個人秘書官トバイアス・リアと、フィラデルフィア在住のクレメント・ビドル（独立戦争中、ワシントンの下で兵站総監などを務め、戦後はブローカー業などで財を成した）との間に交わされた書簡が詳らかにしてくれる。リアはビドルに次のように書き送っている。「1789年11月17日、ニューヨークにて。貴殿の方からロバート・モリス閣下に32リーヴル・12スー・2ドゥニエを支払っていただければ、大統領〔ワシントン〕は感謝されるでしょう。それは、ガヴァニア・モリス殿が大統領のためにフランスで購入した何かの代金です」<sup>(25)</sup>。このリアの依頼の内容から、ビドルとワシントンの間には、少なくとも帳簿上で相殺し合うような関係があったことが窺われる。また、リアが購入物を懐中時計と知っていたのかどうか断じえないが、高額な商品でもあり、知っていてあえてほかして「何か」ととぼけてみせた可能性も考えられよう。これに対して、ビドルからリアへの返信は次のとおりである。「1789年11月22日、フィラデルフィアにて。最後の郵便が出た後に、ジャクソン少佐から、今月17日付の貴殿のお便りを落手いたしました。……ガヴァニア・モリス殿への不足分、32リーヴル・12スー・2ドゥニエを支払うため、〔ロバート・〕モリス氏を訪ねました」<sup>(26)</sup>。この文章から明らかなように、先のリアの手紙が、郵便網よりも個人的な伝手を利用して運ばれてきたこともあり、ニューヨーク・フィラデルフィア間の通信が——大統領関連の書簡という例外的な事象ではあるが——非常にスピーディであることがわかる。たとえば、ビドルがリアの手紙を遅く受け取った日（21日）の翌日（22日）にR・モリスに会い、その日にすぐ手紙を書いたとすれば、先のリアの手紙は最長でもビドルのもとに5日で届いたことになる。ともあれ、リアが残金の支払いをビドルに依頼した11月17日は、ワシントンが4月29日付のガヴァニア・モリスの手紙（【史料8】）——ロバート・モリス宛に残金の支払いを求めた——を受け取ったことを記した10月13日付の手紙（【史料10】）から約1か月後である。ワシントンのリア秘書官への命が遅れた可能性もあるが、もしそうでなければリアの反応は必ずしもスピーディとはいえないことになる。ただし、このリアの書簡（11月17日付）が、ジェファソンの帰国前であることに留意すべきであろう。つまりワシントンはもとより、リアもまだ件の懐中時計を実見していないのである。リアが「何かの代金」と記したのも、故なしとしない。まだ入手していない時計に、秘書官リアが支払いを躊躇した、もしくは入手してから残金を支払う手続きに入ろうとした可能性も否定できない。しかし一方で、リアの依頼を受けたビドルの反応は素早かったというべきであろう。

さて、【史料9】は前述のように、モリスが革命で混乱するパリをいったん逃れ、イギリスへと向かう途上で記した書簡である。当日の彼の日記には、「31日金曜日。……数通の手紙を書いた。全部書き終えると、夜の10時半になっていた」とある。手紙の中でモリスは、極秘

情報として在米フランス公使ムスティエ伯の解任の件をワシントンに伝えようとしているが、このムスティエ伯こそ、前稿で述べたように、前年の11月、ワシントンをマウントヴァーノンに訪ね、ワシントンからコ克蘭少佐の懐中時計を託された人物に他ならない<sup>(27)</sup>。この公使解任と後任の件は正確な情報であったが、じつはジェファソンもすでに同じ情報を掴んでおり、すでに2月にジョン・ジェイに伝えていた<sup>(28)</sup>。従ってワシントンの耳にも当然入っていたであろう。モリスはこの重要な案件をジェファソンが知らないと考えていたわけであるから、たとえば【史料e】・【史料f】の日記史料にあるように、両者はしばしば会っていたとしても、そこには微妙な関係がうかがわれる。また追伸で、ビジネスパートナーのロバート・モリスへの連絡を依頼しているのも興味深い。

次に、4通もの書簡から構成される【史料10(28)】について考察する前に、まずはこれに直接関連するワシントンの日記の記述を見てみよう。「14日、水曜日。フランスへ数通の手紙を書いた。午後7時ころ、ムスティエ伯とブレアン夫人に暇乞いをするために、(ワシントン夫人とともに)非公式に訪問した。ムスティエ伯には以下の手紙を託した。すなわち、エスタン伯、ロシャンボー伯、ラファイエット侯、ラルエリ侯宛てである。[パリ]条約の履行と米英の通商条約締結に向けた準備に関して、私的な代理としてイギリス側の閣僚の意思を打診してもらうため、ガヴァニア・モリス氏に手紙を書くことを決めた。書き終えたのち、送ってもらうためにジェイ氏に預けた」<sup>(29)</sup>。先ほどの【史料9】に出てきた在米フランス公使ムスティエ伯が、ここにも登場する。【史料9】のとおり、解任の決まったムスティエ伯の公使としての任期はこの10月までであり、翌日(15日)、「東部諸州」訪問のためにボストンへ旅立つワシントンにとっては、彼に挨拶する最後の機会であったため、このように私的なかたちで訪問したのであろう。じつはワシントンの前日(13日)の日記には、手紙を書いたとの記述はないが、この14日の日記にワシントンがムスティエ伯に託したと記した手紙4点のうち、エスタン伯、ロシャンボー伯、ラルエリ侯宛のものはすべて10月13日の日付、ラファイエット侯宛は14日の日付となっている。先に述べたジェファソン宛の書簡も10月13日付であり、モリス関連の手紙4通も合わせると、13日から14日にかけて、ワシントンは少なくとも9通の手紙を書いていることになる。

さて、同じ日付を持つ【史料10(28)】4通を、ここでは原則として『ワシントン文書集成』への収録順に、【A】、【B】、【C】、【D】としたい。ただし『文書集成』において【D】は【A】の註、【C】は【B】の註として収められており、厳密に言えば【D】の順序が異なる。じつはこの【D】のみ宛先がモリスではなく、ウェルチ商会となっているのだが、後述するようにその内容は【A】に記されたモリスへの物品購入の依頼を補完するもので、モリスの仲介を同商会に伝える書簡であるため、この【史料10(28)】に含めている。一方、デジタル版の『ワシントン手稿集成』が収録しているのは【A】、【B】、【C】のみで、しかもその順序は逆である(前々稿の表6の史料番号【史料28】は、これら3点の書簡を意味する)。これらの書簡の内



容からすれば、『手稿集成』ではなく『文書集成』の収録順の方が、ワシントンによる執筆の順序（少なくとも思惟経路）をより良く反映していると考えられるため、本稿では後者を採用した<sup>30)</sup>。ともあれ、本稿で【史料10(28)】として訳出しているのは【A】の書簡である。

その冒頭でワシントンは、3通分のモリスの手紙（【史料5、6、8】）に対して丁寧な礼を述べており、大統領職の忙しさもあってか、一年近くモリスに手紙を書けなかった彼が、この【A】でそれらにまとめて返信しようとしていることは明らかである。また、末尾に記された追伸ではさらに、同書簡を封印する直前に落手したモリスの4通目の手紙（【史料9】）について触れている。もっともこの事実を持って、この【A】が最後に書かれたと断じることはむろんでできない。追伸の部分についてのみ、最後に記されたと言いうるのみである。ともあれ、ここで訳出した【A】は4通の中で唯一、時計について触れた箇所を有している。時計の購入に関してモリスに感謝の意を伝えることがこの手紙をしたための目的だとワシントンは記しながら、一方で当時の米仏の政治状況についても筆を走らせており、目的の「ほとんどすべて」と記したゆえんであろう。たとえば手紙の中で、当時のアメリカでノースカロライナとロードアイランドがいまだ「連邦の一員」となっていない（合衆国憲法を批准していない）現状に触れつつも、楽観的な見通しを述べたり（じじつノースカロライナは翌年11月に憲法を批准）、少なくともこの時点までのフランス革命に関して、肯定的な意見を開陳したりしている。すなわち、モリスが伝えた貴重な情報への返礼の意もあって、外国で暮らす彼に自国のヴィヴィッドな情報を与えるとともに、彼の伝えた情報をもとに、ワシントン自身の見解が示されているのである。もちろん懐中時計については、自身のために最新モデルを入手してくれたモリスに対し、冒頭でワシントンはとりわけ感謝の意を表している。しかしそれを一つのきっかけとして、当時の彼自身の現状認識が如実なかたちで記されているのも事実であって、やはり時計という主題は、「導入」として重要な役割を果たしているといつてよいであろう。

また、この【A】の書簡では、ワシントンはさらにモリスに対して時計以外の品物、すなわち鏡張りの飾り盆やワインクーラーなどの購入を依頼している。あたかもモリスがワシントンの在フランス代理商のごとくである。しかも大統領府の食卓を飾るはずのそれらの品物を説明・形容するためにワシントンが用いた言葉は、自身が若い時分から、タバコ代理商に対して使っていたものに他ならない。すなわち、“neat”、“fashionable”、“handsome”等である。人々に平等志向の心性を解放したとされる独立革命を経ても、嗜好の分野に限っていえば、ワシントンの心性は大きく変わってはいない。また、それらの購入先に関して、「価格や意匠の点で、ロンドンよりもパリの方が良いかどうか、私には判断がつかかねて」いるとしているが、ロンドンで購入することになった場合に備えて、ロンドンの馴染みの代理商、ウェルチ商会宛に一筆書いている。これがすなわち【D】である。そもそもモリスは1789年8月初めにイギリスに渡り（【史料9】）、短期間滞在した際、ウェルチ商会を訪ねている。【史料2】でワシントンに書いてもらった紹介状の中に、ウェルチ商会宛のものも含まれており、これを渡したのであ



る<sup>(31)</sup>。こうしてウェルチ商会と人的なビジネス・ネットワークを築いたモリスに対して、ワシントンは飾り盆やワインクーラーなどについて直接ウェルチ商会宛に記した【D】を託すことで、円滑な取引を期待したのであろう。ワシントンの私的な外交使節としての使命を帯び、再びロンドンに赴いたモリスは、1790年4月22日にこの手紙をウェルチ商会に届けている<sup>(32)</sup>。

一方【B】は、主に米英の経済関係について記したもので、モリスに向かって説いてはいるものの、ワシントンの当時の経済認識、政治認識が表出した内容といえる。先述のワシントンの日記にもあったように、とりわけパリ条約の履行に関する問題と通商条約の締結の件は、米英間の焦眉の課題であった。条文の第4条でアメリカはイギリス側が有する正当な債権の回収を認めていたが、協力的でない各州政府に対して連邦政府は手をこまねいており、これを理由にイギリスは中西部等の軍事拠点の占拠を正当化していたことなどから、早急な解決が求められたのである。またイギリス側が条約を守らずに、アメリカの黒人を連れだしているとワシントンが指摘している点も興味深い。相応しい額を弁済すべしとの彼の主張は、この問題を経済上のものとしても捉えていたことをうかがわせる。このように書簡【B】は、自身の私的な代理人としてイギリス閣僚との予備交渉を委任したモリスに対して、ワシントンが状況を縷々説明しているといった趣である。また【B】の冒頭には「手紙を同封した」と記されており、この「手紙」こそが【C】となる。書簡【C】は一種の委任状ないし紹介状で、ロンドンに赴く予定のモリスを「個人的な代理人」とし、「非公式」なかたちで米英両国の外交・通商関係修復の根回しを委託し、「両国の平和と相互理解の促進」に努めるよう求めたもので、交渉の相手方に示すことができるように添えられたものであろう。したがってこの【B】と【C】はセットになっており、【B】が【C】を包含する関係といえよう。【C】の内容は、むしろ【B】の重要点のみ、要約した感がある<sup>(33)</sup>。以上、4通の書簡について、その内容を見てきたが、これらが同時にパリのモリスに宛てて送られた際、物理的にどのような同封状況になっていたかは定かでないが、少なくとも内容からすれば、【A】が【D】を包含し、【B】が【C】を包含し、さらに【A】が全体を統べる表紙のごとき役割を果たしていると考えられる。あえて記号化すれば、「[[【A】⊃【D】]⊃[[【B】⊃【C】]]」の関係にあるといえよう。

1790年1月21日にパリでこれらの手紙、すなわち【A】、【B】、【C】、【D】を受け取ったモリスは、24日に非常に長い返信をしたためた。これが【史料12】である。その長さたるや、ほとんどパンフレットと形容してもよいくらいであり、フランス革命の進捗状況のヴィヴィッドな証言となっている。冒頭部分に記された「貴殿が触れておられる品々」とは、むしろ鏡張りの飾り盆やワインクーラーなどを指し、モリスがさっそく手配に動いたことがわかる。じつは現在、これらの飾り盆やワインクーラーはマウントヴァーノンが収蔵しており、実物を目にすることができる。前者はパリで作られたものだが、後者はロンドンで職人に特注したもので、ワシントンは大統領職を辞した後、マウントヴァーノンに持ち帰った（ワインクーラーは複数あり、一部をフィラデルフィアに残した）。つまり、ワインクーラーについてはロンドン

で購入したことになる。これらの逸品はいずれも鈍い銀色の光を放ち、往時の華やかさを今に伝えている<sup>(34)</sup>。

さて以下では、ワシントン関連以外のモリスとレピーヌとの関係について、モリスの日記から該当箇所をすべて抽出した表1-2の史料を組上に載せ、簡潔に解説を加えてゆきたい。まず【史料a】は、【史料7】の翌日の日記である。すなわち前日にワシントンの懐中時計、およびそれと同じ自分用の懐中時計をレピーヌの店で受け取っており、それゆえ、以前から所持していて、不幸にも「落として傷めてしまった」自身の懐中時計を、「古い」と形容したのであろう。2週間後、その修理が終わり、受け取りに行ったことを記したのが【史料b】である。その際、「2万リーヴル」もする高級懐中時計を見せてもらい、さらに平均太陽時と真太陽時を示す柱時計（もしくは置時計）を実見して、その新機構について丁寧に記している。平均太陽時はモリスの日記では「平均時（mean time）」、真太陽時は「普通時（common time）」と表記されている。とりわけ真太陽時が、日時計で確かめうる文字通りの「普通」の時刻、すなわち一般的なローカルタイムであったことがうかがえる。もともと日時計からでも、付された均時差表を利用すれば、南中時刻等から平均太陽時を計算することも可能であるが、このレピーヌの機構は、それらを自動で機械的に表示させる仕組みとなっている。均時差（真太陽時から平均太陽時を引いた差）は今日、最大で+16分と-14.5分と計算されており、レピーヌの機構の均時差計算が、かなり正確であることがわかる。レピーヌはこの均時差を表示できる懐中時計も同年に製作しており、日記のこの箇所は、ここに記された技術が精緻化・小型化され、懐中時計に転用されたことを示唆する史料ともいえる<sup>(35)</sup>。【史料b】ではこのあとも、柱時計の他の新機構について、引き続き述べている。じつは、これから3年2か月後の日記、【史料k】では、柱時計（もしくは置時計）を複数個、レピーヌから購入した事実が記されている。じつはこの時、モリスが購入したと思われる柱時計のレギュレーター（標準時計）が現存している。1789年ごろの作と推定されるマホガニー製の佳品で、指針の数などからして、おそらく上記の機能が搭載されたものであろう<sup>(36)</sup>。モリスは結局、3年以上かけて、購入の決断をしたことになる。

さて時間を戻し、【史料c】に簡潔に記された「懐中時計を調整」とは、テンプのヒゲゼンマイの調節による精度調整の意であろう。機械式メカニズムであるからこのようなケアは当然ともいえ、モリスがレピーヌの店をしばしば訪れていたことがわかる。【史料f】なども同様である。一方、【史料d】は「古い懐中時計」の改良（修理ではなく）をレピーヌに依頼したことを証言する。日記に記された「4分の1秒を計時する機構」とは、そのような示時を可能にする目盛りが書き込まれた文字盤（ダイヤル）、さらにはそのような計時を可能にする輪列（日ノ裏輪列）機構の意であろう。むろん文字盤に4分の1秒の目盛りを書き込む場合、秒針のレイアウトはスモール・セコンドではなく、センター・セコンド（中三針など）となる可能性がきわめて高い<sup>(37)</sup>。モリスは結局、以前に持っていた懐中時計を単に修理するだけでなく、

最新の意匠を取り入れて改良を加えることを選んだといえる。したがって、【史料g】にある「もう一つの懐中時計」とは、この【史料d】に記された「4分の1秒を計時する機構」を備えるように改良が加えられた時計を指していると思われる。そうすると、レピーヌの店に「古い懐中時計を置いてきた」(【史料d】)ときから、およそ4ヵ月たって改良が完了——最後の調整を除いて——したことがわかる。しかし次の【史料h】の記述を見ると、改良された時計の調子は、良くなかったようである。レピーヌ工房の仕事といえども、このようなトラブルを免れえないことがわかる興味深い史料といえる。そのお詫びの意味も含まれているのか、モリスはレピーヌから英王室に収める逸品を見せてもらっている。「イギリスの皇太子」とは、のちのジョージ4世であろう。本国イギリスの時計工房を差し置いて、皇太子がレピーヌに特注品を依頼している事実は、すでにレピーヌの名声が多くヨーロッパ中にとどろいていたことの証左といえよう。

モリスは、その広い人的ネットワークの中に、この名高いレピーヌの店も組み込んでいった。著名な時計師を知己に持つことは、時計のメンテナンスや最新の情報を得るのに有利なだけでなく、自己のビジネスにとっても益するところがあったに違いない。また、レピーヌの側にもメリットがあったであろう。そもそもジェファソンが在仏の時分は、ともに店を訪ねている(【史料e】)。同史料の時点では、まだジェファソンの手元に本国政府からの帰国許可は届いていないが、8月にその許可を手にしたジェファソンは、【史料f】では帰国準備に忙しかつたものと思われる。いずれもモリスとジェファソンがしばしば会っていたことをうかがわせる史料で、しかもレピーヌの店が彼らの日常の行動範囲の中に入っていることがわかる。【史料i】でも、「ウルフ氏」なる人物にレピーヌの店を紹介し、ウルフ氏は「リピーター機構を備えた懐中時計を、42ルイ分の紙幣を支払って購入した」。リピーターについては前稿で説明したので繰り返さない<sup>(38)</sup>。時計の代金計算の話も出てくるが、1ギニー(金貨)のイギリス本国における評価は21シリングであるから、30ギニーは31ポンド10シリングとなる。したがってこの紙幣は、アントウェルペンでの為替レートを適用するよりも、ロンドンで直接両替した方が3シリング6ペンス分だけ有利といえる。このように細かな外為相場の計算は、ビジネスマンとしてのモリスの面目躍如といったところであろう。ともあれ、リピーター機能の付いたウルフ氏の時計は、ワシントンの懐中時計よりもやや高額であった。また、この【史料i】と同様に、【史料l】でもモリスはレピーヌの店を知人に紹介している。レピーヌがいわゆる口コミで顧客を獲得していく様子を如実に伝える史料であり、レピーヌ側のメリットといえよう。さらに【史料j】では、「パリのレピーヌから託されていた懐中時計をスチュアート氏に届け」ている。「パリのレピーヌ」と記していることからわかるように、この文章を書いた時、モリスはロンドンに滞在中であり、パリでレピーヌから預かったスチュアート氏の注品を、同氏に届けたのであろう。懐中時計のように高価な、しかしかさばらない品が、モリスのように信頼できる人物に託されて輸送されてゆく様子が如実にわかる記述であり、このよう

な相互のメリットこそが、信頼できるビジネス・ネットワークの機能そのものであったといえよう<sup>(39)</sup>。

## 註

- (1) 拙稿「デジタル史料のなかのワシントン——礼儀・プレジデント・懐中時計」（『名古屋大学文学部研究論集』170号、2011年）の第3章「ワシントンの懐中時計」、および拙稿「18世紀アメリカに関するデジタル史料と未刊行手稿史料(1)——ワシントン・懐中時計・差押え令状」（『名古屋大学文学部研究論集』173号、2012年）の第1章「デジタル史料の分析——ワシントンの懐中時計（その2）」。
- (2) ガヴァニア・モリスに関する研究は数多いが、古典といえるもの（史料収集の成果に基づいて1830年代に書かれたパークスのものや、セオドア・ローズヴェルト大統領の手になる伝記など）、および近年の代表的な研究は以下のとおり。Jared Sparks, *The Life of Gouverneur Morris; With Selections from His Correspondence and Miscellaneous Papers*, 3 Vols. (Boston, 1832, rep., Breinigsville, Pa., 2011); Theodore Roosevelt, *Gouverneur Morris* (Cambridge, Mass., 1898, 1926 ed., rep., Honolulu, 2004); Daniel Walther, *Gouverneur Morris: Witness of Two Revolutions* (New York, 1934, rep., La Vergne, Tenn., 2011); William H. Adams, *Gouverneur Morris: An Independent Life* (New Haven, 2003); Richard Brookhiser, *Gentleman Revolutionary: Gouverneur Morris, the Rank who Wrote the Constitution* (New York, 2003); Melanie R. Miller, *Envoy to the Terror: Gouverneur Morris and the French Revolution* (Dulles, Va., 2005)。
- (3) 下記史料は表1-1の略号に対応している。Dorothy Twohig, ed., *The Papers of George Washington, Presidential Series*, Vol. 1-Vol. 4 (Charlottesville, 1987-93) (*Washington Papers* と略記); Dorothy Twohig, Mark A. Mastromarino, and Jack D. Warren, eds., *The Papers of George Washington, Presidential Series*, Vol. 5 (Charlottesville, 1996); Donald Jackson and Dorothy Twohig, eds., *The Diaries of George Washington*, Vol. 5 (July 1786-December 1789), Vol. 6 (January 1790-December 1799) (Charlottesville, 1979) (*Washington Diaries* と略記); Beatrix C. Davenport, ed., *A Diary of the French Revolution by Gouverneur Morris, 1752-1816, Minister to France during the Terror*, 2 Vols. (London, 1939); Anne C. Morris, ed., *The Diary and Letters of Gouverneur Morris*, 2 Vols. (Morrisania, NY, 1888, rep., Breinigsville, Pa., 2011); Sparks, *The Life of Gouverneur Morris*; David S. Landes, *Revolution in Time: Clocks and the Making of the Modern World*, Revised and Enlarged Ed. (Cambridge, Mass., 2000) など。最後に挙げたランダスは著名な経済史家だが時計収集が趣味で時計史への造詣も深く、このような名著をもっており、その中でワシントンとモリスの書簡を縦横に引用している。なお、パリ時代、独身だったモリスは、フランス女性との恋愛も楽しみ、日記には赤裸々な記述もあったとされるが、帰国後に結婚した若き妻が、印行のために日記をスパークスに託した際、当該の箇所や頁を汚したり破ったりしたとされる (Miller, *Envoy to the Terror*, 249)。また後述のように、ワシントンの秘書官リアがビドルと交わした書簡も、時計の代金決済に関する貴重な史料となる。
- (4) アメリカ連邦議会図書館のウェブサイト“American Memory” (<http://memory.loc.gov/>) 内の“George Washington Papers at the Library of Congress, 1741-1799: Series 4. General Correspondence, 1697-1799.”
- (5) ドン・ヒギンボウサム (和田光弘・森脇由美子・森丈夫・望月秀人訳) 『將軍ワシントン——アメリカにおけるシヴィリアン・コントロールの伝統』(木鐸社、2003年)、137頁。
- (6) *Washington Papers, Presidential Series*, Vol. 1: 339.
- (7) 拙稿「近世大西洋世界におけるシンボルとしての貨幣」（『平成19年度～平成21年度科学究費補助金・基盤研究C研究成果報告書』、2010年）、16頁参照。
- (8) G. H. Baillie, *Watchmakers and Clockmakers of the World*, 2nd ed., 1947, rep., La Vergne, TN, 2009, 274. 同書の初版は1929年。現在、ロミリーの名を冠した時計メーカーがある。

- (9) *Ibid.*, 132.
- (10) *Ibid.*, 195. また、Landes, *Revolution in Time*, chap. 16も参照。
- (11) 今日、レピン（レピーヌ）はオープンフェイスの懐中時計の名称ともなっているが、自らの時計に “Invenit et Fecit” の銘を入れていたことでも知られる。レピーヌ・キャリバーについては、拙稿「デジタル史料のなかのワシントン」、207頁を参照。レピーヌは1750年頃、ヴァーギユル脱進機の開発・改良に成功。ヴィルギユルはフランス語でコンマの意で（英語では斜線の意）、この脱進機の天真のシリンドラー部（切り込み）に付された部品の形状（コンマの形）に由来する。シリンドラー脱進機の一つであり、シリンドラー部にかかる衝撃や摩擦力の軽減を目指したムーヴメントといえる。このヴィルギユルの他、シリンドラー脱進機との大きな違いは、ガンギ車の先端に垂直に立った「首」にあり、この「首」でコンマ（ヴィルギユル）を受ける仕組みとなっている。シリンドラー脱進機とデュプレックス（二重）脱進機を組み合わせたような機構ともいわれる。ヴァーギユル脱進機のメカニズムについては、たとえば C. Jeanne Bell, *Collector's Encyclopedia of Pendant and Pocket Watches, 1500-1950* (Paducah, Ken., 2004), 56. 同書には、1785年頃製作されたレピーヌの時計も掲載されている (*ibid.*, 95)。また、『パテック・フィリップ・ミュージアム』のカタログ（日本語版、56頁）にも、レピーヌ作の時計が掲載されており、意匠はワシントンのものとよく似ている。ヴァーギユル脱進機は必ずしも広く普及しなかったため、今日、この脱進機を搭載した懐中時計は非常に見つけにくい、奇遇にも筆者は18世紀末にフランスで造られたと推定されるものを所有している（図1-2参照。ケースにはエナメルが施されているが、必ずしも高級品ではない）。なお、直接関係のない逸話ながら、レピーヌよりも8歳年上のジャン＝ジャック・ルソーは、ジュネーヴの時計師の一家に生まれ、少年の頃に「私のお祖父さんのまねをして、懐中時計をつくるために、お祖父さんの道具をこわしたりした」が、「徒弟にだされることに」なり、「しかしそれは時計師ではなく、彫刻師〔時計の彫金師〕のもと」であった（ルソー（井上究一郎訳）『告白録』河出書房、1968年）20、23頁。
- (12) *Washington Papers, Presidential Series*, Vol. 1: 339.
- (13) ウェブサイト “American Memory” 内、“George Washington Papers at the Library of Congress: Series 4, Image 326-328.
- (14) 【A】については、オークションのカタログに準拠した『ワシントン文書集成』の註記を参照。【B】の冒頭に記された「重複〔写し〕」の語は、明らかにモリス自身の手になるものであり、論理的にも時系列的にも矛盾はないが、【A】については実見できないため、推測するしかない。論理的・時系列的には【A】の「重複〔写し〕」の語はモリス筆ではありえず、【B】を受け取った後にワシントンが記したか、文書編纂の際にスパークスが書き加えたものと考えられる。また、ワシントンの覚書については、【A】は裏書（端裏書）となっているが、【B】では書簡の表面、左上に記されている。なお、【史料11】と【史料12】でも、同じように「重複〔写し〕」の語が冒頭に付されている。これらの書簡も日付が近接しており（わずか2日）、【史料5】・【史料6】と同様の手法が用いられたと考えられる。海外よりの書簡ゆえ、やはり慎重を期したのであろうが、モリスの用心深い性格がうかがわれる。
- (15) 前述のランダスの名著にも、この書簡がダヴェンポート編の日記・書簡集から引用されているが、ダヴェンポートの表記がそのまま用いられており、誤植の指摘はない。Landes, *Revolution in Time*, 285-286.
- (16) “Jared Sparks,” *Concise Dictionary of American Biography*, 5th ed., Vol. 2 (New York, 1997): 1204. これに対して、スパークスの死去からわずか6年後に上梓された人名事典では、かなり好意的な評価が下されている。Francis S. Drake, *Dictionary of American Biography*, Vol. 2 (Boston, 1872) (『アメリカ人名資料事典（第10巻）』、日本図書センター、2001年): 853-854.
- (17) *Washington Papers, Presidential Series*, Vol. 1: 339.
- (18) あくまでも部分的な言及ではあるが、後述するローズヴェルトの著作のほか、Adams, *Gouverneur Morris*, 168; Sparks, *The Life of Gouverneur Morris*, Vol. 1: 293など。ただスパークスは、むろん【史料5】については収録していない。また、Miller, *Envoy to the Terror* はワシントンの時計に関して全く触れていない。
- (19) *Washington Diaries*, Vol. 6: 49-51.
- (20) *Washington Papers, Presidential Series*, Vol. 4: 174-175, 341-342.



- (21) *Ibid.*, 412-413.
- (22) Roosevelt, *Gouverneur Morris*, 128.
- (23) この懐中時計は現在、ペンシルヴァニア歴史協会が所有し、フィラデルフィアの博物館に展示されている。写真は以下のサイトを参照。National Watch & Clock Museum, “Presidential Timepieces Exhibit: George Washington” ([www.authorstream.com/Presentation/nwcm-62500-Presidential-Timepieces-Exhibit](http://www.authorstream.com/Presentation/nwcm-62500-Presidential-Timepieces-Exhibit)). この懐中時計とともに、ワシントンの印章や時計の鍵をフォブに吊るした写真は、*Bulletin of the National Association of Watch and Clock Collectors, Inc.* (No. 155, Vol. 15, 1971), 12を参照。その解説文 (James W. Gibbs, “George Washington’s Watch,” 13) は、時計がワシントンの死後に辿った経緯を説明して興味深い。また、Carol B. Cadou, *The George Washington Collection: Fine and Decorative Arts at Mount Vernon* (Manchester, Vt., 2006), 232は、ワシントンが大統領在任中に求めたイギリス製金時計の写真掲げるとともに、【史料2】の手紙も引用している。
- (24) 【史料8】の原文中に当該の金額(残高)とともに記された“Balle”の語は、文脈から“bill”の綴りのヴァリエーションと考えると意味が取りやすい。じつはこの語は『ワシントン文書集成』では“Balle”と活字化されているが、史料の現物(写真)を見ると(ウェブサイト“American Memory”内、“George Washington Papers at the Library of Congress: Series 4, Image 529)、略字を用いて“Ball<sup>e</sup>.”と記されており、必ずしも固定的な綴り方ではない。OEDによれば、“bill”は17世紀には“bille”の綴りもあり、史料の表記に近い。ただし原文の“Balle”を“bale”のヴァリエーション、すなわち船積用の梱の意と捉えることもできる(16世紀には“balle”の綴りもある)。ただしその場合でも、梱は風防ガラス等を収納した箱の追加代金分と想定されることから、とくに拙訳に変更を加える必要はない。
- (25) *Washington Papers, Presidential Series*, Vol. 4: 298-299. このピドルについては、松本幸男著『建国初期アメリカ財政史の研究——モリス財政政策からハミルトン体制へ』(刀水書房、2011年)、83頁にごく簡単な言及があり、北アメリカ銀行の大口手形割引依頼人の一人としてリストアップされている。
- (26) *Washington Papers, Presidential Series*, Vol. 4: 314-315.
- (27) 拙稿「18世紀アメリカに関するデジタル史料と未刊行手稿史料(1)」第1章・第2節。
- (28) *Washington Papers, Presidential Series*, Vol. 3: 362.
- (29) *Washington Diaries*, Vol. 5: 460.
- (30) ダヴェンポート編のモリスの日記には、2通しか収録されていない。
- (31) *Washington Papers, Presidential Series*, Vol. 3: 495-496. ウェルチ商会については、拙稿「デジタル史料のなかのワシントン」、203頁参照。
- (32) *Washington Papers, Presidential Series*, Vol. 4: 179. ワシントンは念を押すために、3月1日付の手紙を再度ウェルチ商会に送っている。
- (33) 『ワシントン手稿集成』によれば、【B】はワシントンのレターブックには収録されておらず、テキストのみがスパークスの集めた史料から伝来しているとされるが、『ワシントン文書集成』によれば、国立公文書館所蔵の外交関係書簡のレターブック等に記録がある(*Washington Papers, Presidential Series*, Vol. 4: 181)。
- (34) Cadou, *The George Washington Collection*, 140-141, 144-145.
- (35) 平均太陽時と真太陽時の均時差については、たとえば『パテックフィリップ・ミュージアム』55頁。また均時差を示すレビーヌの懐中時計は、同、56頁参照。なお、clockの語は、懐中時計(とりわけソヌリなどの鳴り物)を意味する場合もないわけではないが、本史料の場合、watchの語と明確に区別されており、その可能性はないと判断できる。
- (36) Adams, *Gouverneur Morris*, 294; Davenport, ed., *A Diary*, Vol. 2: 461.
- (37) 註(35)で言及したレビーヌの懐中時計(『パテックフィリップ・ミュージアム』、56頁)も4分の1秒の目盛が刻まれた文字盤を備えており、センター・セコンドである。
- (38) 拙稿「18世紀アメリカに関するデジタル史料と未刊行手稿史料(1)」、78頁。
- (39) 前々稿で触れたように、ファッションとしての当時の懐中時計のあり方については、絵画等も参照してさらに掘り下げるの必要があり、紙幅の制約から次稿に譲り、それをもってワシントンの懐中時計に関するこの長い論考の終章としたい。



## 第2章 コネティカット邦軍票の分析

本章では、筆者の所蔵する未刊行手稿史料のオリジナルの中から、24葉の「軍票」を取り上げたい。いずれも独立戦争中の1781年9月から82年2月にかけて、コネティカット邦で発行されたもの（部分的に手書き）で、まとまった分析に耐えうる質と量を備えた史料群といえる。実物の写真を本稿末に掲載したが（筆者撮影）、均質的ながらも多くの相違点も含み、その精査から独立革命の財政面について、とりわけ邦レベルのそれに関するさまざまな知見が汲み出される。まずはサンプルとして、史料の1葉（表2-1に掲げた史料番号1番。実物は本稿末写真の【1(a)】）について、表面と裏面に記された原文テキストの釈文を提示し、さらに表面のみ試訳を掲げたい（[ ]は筆者が補った語であり、「/」は改行の意である）。

《ro.》 [underlined: printed, not handwritten]

£1— STATE OF CONNECTICUT. /

PAY-TABLE OFFICE, Hartford, September 20<sup>th</sup> 1781. /

SIR. /

PAY unto Ralph Pomeroy, Esq. [Esquire] D. Q. M. [Deputy Quartermaster] or Order. /

One Pound in [—] /

Lawful Silver Money, out of the Tax of Two Shillings and /

Six Pence on the pound, granted by the General Assembly /

in May last, and charge the State. /

Fenn Wadsworth /

Huntington [vertical] Committee.

Eleazer Wales /

John Lawrence, Esq. /

Treasurer. /

《vo.》

No 9121 /

£1 Order /

R Pomeroy DQM / } [Part A]

Sept<sup>r</sup> 20 1781 / }

Ralph Pomeroy [autograph] /

D.Q.M. /

Camp [Campton] Adams /

《表》

1 ポンドーコネティカット邦

主計局、ハードフォード、1781年9月20日

拝啓

需品局将校代理ラルフ・ポメロイ殿、もしくは指図人に、  
去る5月、邦議会にて認可された1ポンドにつき2シリング6ペンスの税より、  
銀の法貨にて1ポンドを支払う〔相殺する〕こと。邦政府に請求のこと。  
委員 フェン・ウォズワース、エリエイザー・ウェールズ、ハンティントン  
財務官ジョン・ローレンス殿

本史料を軍票と呼んだが、本来、軍票（軍用手票）は占領地等で発行するものを指すため、地元の邦で発行された本史料は厳密には（近代的な意味では）軍票ではないが、軍用に供された疑似紙幣（一種の政府紙幣）という意味では、まぎれもなくその呼称に相応しく、それゆえ本稿では軍票の語を一貫して用いたい。そもそも当時、正貨準備もなく、また課税権も持たない軍が直接、紙幣（軍票）を発行しても、民間に受け入れられるはずはない。後述するように、本軍票は邦政府が財政的な保証をしているため（「邦政府に請求のこと」）、その通用が可能となっているのである。本軍票のテキストには、たとえば主計局が需品局将校代理への支払いを財務官に命じる（依頼する）支払指図のごとき様式をとっているなど、煩雑な形式的操作が施されているが、それも邦政府による保証を可能にするために欠かせない手続きなのである。したがって本軍票は、軍による使用を前提として、コネティカット邦政府が軍に対して発行した一種の邦紙幣とみなすこともできよう。そもそも日本が第二次大戦中に発行した軍票も、発行者は「大日本帝国政府」と表記されており、そのような意味でも、本史料は軍票の範疇に含まれるのである。

なお、ここで扱う軍票24点がすべて真正であり、偽文書（偽札）の類ではないことは、本稿における分析の前提である。後にテクスチャーに関して考察するように、これらの軍票の物理的様態・状態は、まさに同時代のものと考えてまったく矛盾はなく、たとえば後世の偽物、レプリカの類（記念品など）でないことは明らかである。一方、大陸会議の発行した政府紙幣、大陸紙幣では、同時代の偽札がしばしば見られる。経済的利益を不正に求めたアメリカ人によるものと、経済的攪乱を狙ったイギリス側（忠誠派を含む）によるものが、このような状況をもたらしたのである。しかし本稿で俎上に載せるのは大陸紙幣ではなく、あくまでも一つの邦が支払いを保証した軍票であり、邦政府が直接発行した邦紙幣（信用証券）ですらない。それゆえイギリス側のいわゆる偽札造りの対象になるとは考えにくいだけでなく、迂遠的に過ぎてアメリカ人（コネティカット人など）による偽造の可能性も低いと思われる。さらに後述するように、一枚一枚、表に記された主計局委員の署名や、裏書された需品局将校代理ラルフ・ポメロイの署名が、どの軍票でも矛盾なく確認される上に、裏面番号が記載されていることも真正であることの証左となっている。また、このような署名を除いて、軍票自体にさしたる偽造対策がおこなわれていないことも、逆に偽造に晒されることがなかったことを間接的に

表2-1 軍票のテキスト

番号	年	月日	金額 (£)	種類	支払先	支払元	委員名1 (横・上)	委員名2 (横・下)	委員名3 (縦)	裏面 番号	裏面の RP 自筆署名	RP 以外の 裏書署名
1	1781	9月20日	1	a	RP	JL	FW	EW	JH	9121	○	有
2	1781	9月20日	1	d	RP	JL	FW	EW	JH	12483	○	無
3	1781	9月20日	1.5	d	RP	JL	EW	FW	JH	9129	○	有
4	1781	9月20日	2	b	RP	JL	EW	FW	JH	15464	○	無
5	1781	9月20日	3	b	RP	JL	FW	EW	JH	11039	○	無
6	1781	9月20日	3	b	RP	JL	FW	EW	JH	15153	○	有
7	1781	9月20日	4	b	RP	JL	EW	FW	HR	9154	○	有
8	1781	9月20日	7	c	RP	JL	EW	FW	JH	10927	○	有
9	1781	9月20日	15	a	RP	JL	FW	EW	JH	8762	○	無
10	1781	10月9日	3	a	RP	JL	WM	EW	JH	9060	○	有
11	1781	10月9日	3	a	RP	JL	FW	WM	JH	9061	○	有
12	1781	10月9日	8	b	RP	JL	EW	WM	JH	12469	○	無
13	1781	10月9日	8	c	RP	JL	EW	WM	HR	14690	× (i)	無
14	1781	10月9日	9	d	RP	JL	EW	WM	JH	8669	○	無
15	1781	10月9日	9	b	RP	JL	EW	WM	HR	8886	○	無
16	1781	10月9日	10	a	RP	JL	EW	WM	HR	9021	○	有
17	1781	10月9日	10	d	RP	JL	EW	WM	JH	15451	○	無
18	1781	12月1日	10	e	RP	JL	WM	FW	JH	20701	○	有
19	1782	1月30日	5	f	RP	JL	FW	WM	JH	7784	○	有
20	1782	1月30日	30	g	RP	JL	FW	WM	JH	21442	○	有
21	1782	2月18日	2	h	RP	JL	EW	WM	JH	13789	× (ii)	無
22	1782	2月18日	6	i	RP	JL	OW	WM	JH	13794	× (iii)	無
23	1782	2月18日	9	i	RP	JL	FW	WM	JH	13791	○	有
24	1782	2月18日	10	h	RP	JL	WM	FW	JH	16226	○	有

RP: Ralph Pomeroy, JL: John Lawrence, FW: Fenn Wadsworth, EW: Eleazer Wales, WM: William Moseley, OW: Oliver Wolcott, Jun., JH (Huntington): Jedidiah Huntington, HR (Hez Rogers): Hezekiah Rogers  
(i) A. Kingsbury (書記官), (ii) William Adams (需品局将校代理補佐), (iii) James Wills (書記官)

物語っていると考えられる(大陸紙幣には、さまざまな偽造対策が施されている)<sup>(1)</sup>。

史料として組上に載せる24葉の軍票について、その表面・裏面に含まれるテキストを一覧にして示したのが表2-1である。この表が、以降の分析の基盤を提供する。また先に掲げた積文からわかるように、本史料群の表面において、手書きの部分は金額、日付(月日。年については印刷されたものもある)、委員の署名、であり、それ以外は活版印刷されている。その印刷部分の差異から、軍票を9種類に区分することが可能となるが(表中の「種類」、詳細は

後述する。一方、手書き部分に関しては、さまざまなパターンの出現が予想されうるものの、実際には、たとえば署名に関しても、自署した人物はある程度固定化されており、必ずしも無数のバラエティが出現しているわけではない。ともあれ、本稿で取り上げる1781年9月から82年2月の期間において、表2-1に掲げた軍票の分類・種類がすべてを網羅していると言い切ることはできないが、少なくとも、ここで示した種類が存在・実在していることは断じうるのである。

さて、この軍票を用いたのは、コネティカット邦編成の大陸軍部隊、とりわけその需品局である。大陸軍の需品局(Quartermaster Department)は、同軍の兵站関連の部局の中でも特に重要で、さまざまな物資の補給、輸送、兵舎設営、情報収集、さらには参謀として作戦立案に参画する場合もあり、主力軍の場合、その長である需品局長は幕僚長的な役割を担っていたといっても過言ではない。ただし、本史料に登場するラルフ・ポメロイは、コネティカット邦を主に職掌としてしているとされる需品局将校代理(Deputy Quartermaster)であり、もっぱらコネティカット邦が編成した部隊(それゆえ同邦が財政的な責任も負う)の軍需関連を担当していたと考えて間違いなからう。なお、大陸軍の補給関連の部局は独立戦争中、めまぐるしく改編されており、たとえば食糧の調達のもっぱら兵站局(Commissary Department)が担ったが、需品局がその責を負う場合もあった<sup>(2)</sup>。ともあれ本軍票の裏面には、需品局将校代理としてポメロイ(もしくはその代理人)が署名をしている。すなわちポメロイに対して振り出された軍票にポメロイが自署することによって、いわゆる白地式裏書(記名式裏書ではなく)となり、他の者への軍票の譲渡が可能となったことを意味しているのである。なお、ラルフ・ポメロイはコネティカット植民地の聖職者を父として1737年に生まれ、独立戦争中は上記のように需品局将校代理を務め、のちにコネティカット州の出納長(Comptroller of the Public Account)に任じられた人物である。出納長としても同様の債務証書(州公債)を発行しており(後述)、亡くなったのは1819年である。また、表面のテキスト末に名前が印刷(署名ではない)されている財務官のジョン・ローレンスは、1779年2月14日付で同人の名で出された領収証書(筆者蔵)によれば、コネティカット邦の公債局局长(Commissioner of the Loan Office)の職にあった。

ともあれ、本軍票が邦政府の権限の下、主計局が軍の需品局に対して単に資金を拠出するためだけのものならば、このような少額の証書をたくさん作る必要はない。この票が単なる約束手形ではなく、紙幣として機能していた(当局がそうさせようとしていた)ことは、その金額の表記を見ればよくわかる。24葉の史料中、ポンドに端数が付されているのはわずか1枚のみ、しかもそれですら、1.5ポンドという比較的切りの良い数値となっている。この事例以外に、シリングやペンス表記を要する金額の記載はなく、ポンドに端数は存在しない。すなわち端数の額面を有する軍票は設定されていないのである。これは、同時期の手書きの支払指図の証書で、同様の人物が署名をしている史料と対比してみると、非常に明確な特徴として指摘で

きる（筆者蔵、【史料A】<sup>(3)</sup>）。その証書では、「4ポンド4シリング3ペンス」が金額として記載されており、すべて手書きという特性とも相まって、到底、一般的な紙幣としての属性を有しているとはいえない。内容、形式ともに、本稿の軍票ときわめて類似していながら、まったく別個の機能を有しているのである。本軍票の場合は、たとえば16ポンドの支払いを軍（需品局）がおこなう際には、10ポンド、5ポンド、1ポンドの軍票、もしくは15ポンド、1ポンドの軍票を用いたのであろう。24葉の史料を見ると、一桁の金額のバリエーションがすべてそろっている、つまり1ポンドから9ポンドまで、すべての額が設定されているのは、やはり支払いの際の利便性のためであろうし、10ポンド以上については、15ポンドと30ポンドという、きわめて切りの良い金額となっているのも、やはり利便性を考えれば素直に首肯できる（20ポンドの設定もあったと推定されるが、本史料中には含まれていない）。これらのことから、紙幣としての使用を前提としているのは明らかであり、またさらに、裏面が白地式裏書のまま、市場で通用することを意図していたとも推測される。以上の事実から（また実際の筆跡からも）、軍票の金額の記入が日付の記入と同時になされたこと、つまり使用時に金額が記入されたのではないことも同時に帰納される。要するにこれらの軍票は、邦政府の保証する紙幣として機能することが期待されていたといえよう。

では、本軍票は、どのような場面で用いられたのであろうか。邦政府が軍に対して支払いを約束しているのであるから、この軍票を軍が兵士の給料の支払いや、民間からの物資購入の対価として用いたという図式が当然考えられよう（民兵隊関連の支出も含まれていた可能性がある）。そもそも革命の財政は困窮状態にあり、各邦は税や裕福な愛国派の援助、外国からの借り入れ・寄付などをあてにしたが、即効的な対応策として、正貨準備なしにこのような軍票を発行したといえる。ただし、裏書したポメロイの所属はあくまでも需品局であり、兵士の給与等の支払いを直接に担当した主計官（Paymaster）ではないため、本軍票が兵士に対してではなく、もっぱら民間からの物資購入に用いられた可能性は高いと思われる。しかも、あくまでも地域、地元の商人たちに対する支払が目的であるため、軍票の全国的な通用を考える必要などは全くなく（一部、近隣の邦で通用した可能性はある）、コネティカット邦が背後で保証しさえすれば問題はなかったのである。テキストの表面に記されている“out of the Tax”は、当該の税の支払いにこの軍票を用いてよい（相殺してよい）ことを含意するが、「邦政府に請求のこと」とあるように、そもそも一義的にはこの軍票を支える邦政府の支払いが、税に基づく確かなものであることを証する意味合いを有していたと考えられる。また、ここに記された税、すなわち「1ポンドにつき2シリング6ペンスの税」は、税率にすれば12.5%となり、これは印紙法や茶法などの税率と同じであり、いわば伝統的な率といえる。今日の欧米の消費税率を考えたとき、非常に興味深い類似を見て取ることができるかもしれない。

また、表面のテキスト中では、主計局委員が3名、自署している。独立戦争中、コネティカット邦で軍事財政を担った主計局は「4人委員会」として知られており、本軍票を有効なも



のとし、支払いを認めるためには、4名中3名の署名が必要であった。長い戦争期間中に、その委員は適宜、入れ替わっており、主要な委員として挙げられるのは以下のとおりであるが、とりわけジェディダイア・ハンティントンとオリヴァー・ウォルコット・ジュニアは著名で、多くの人名事典にその名を見出すことができる。その他の委員も、かならずしも本人が名を知られていなくとも、著名な親族を持ち、地元で一定の影響力を有した有力家系の一人と考えられる。以下、簡潔に見てゆきたい<sup>(4)</sup>。まず、ジェディダイア・ハンティントン(1743-1818)はコネティカット生まれでハーヴァード大卒、軍歴は民兵隊の大佐(第20連隊長)から大陸軍の大佐(コネティカット第8連隊、第17連隊、第1連隊長)を経て1777年に准将、83年に少将となった。ワシントンの信任も厚く、コネティカットの旅団を率いて多くの戦いに参じた。シンシナティ協会創立者の一人でもある。戦後はコネティカット州の財務官、次いで1789年にニューロンドン港(コネティカット州南東部を流れるテムズ川河口に位置)の徴税官に就任し、26年間奉職した。ヘゼカiah・ロジャーズ(1753-1810)はハンティントンの副官で、独立戦争では勇敢な士官だったという。のち、陸軍省で少佐となった。オリヴァー・ウォルコット・ジュニア(1760-1833)はイェール大卒の法律家で、父は独立宣言署名者である。独立戦争中は兵站局の士官。ハミルトンの信頼が厚く、彼の職を引き継いで、ワシントン政権、アダムズ政権下で合衆国財務長官を務めた。第一合衆国銀行の支店設置に尽力し、また、コネティカット州知事にも就いた。フェン・ウォッツワース(1750?-1785)は1776年から79年まで旅団副官であったが、健康を害したため戦場を離れ、政治の現場で活躍。しかし激務がたたって体調がしだいに悪化し、1785年にサラトガ近郊で死去した。親族と思われるジェレマイア・ウォズワースは独立戦争中、兵站總監、また北アメリカ銀行の創設者、第一合衆国銀行の重役となった。エリエイザー・ウェールズ(1732-1794)は医学を学んだが、長老派の聖職者となり、主計局委員を務めたのちは、治安判事の職に就いた。サミュエル・ワイリス(1739-1823)はジョージ・ワイリス総督の息子。将軍で、ボストン包囲戦では連隊を指揮し、彼の名を冠した要塞もある。オリヴァー・エルスワースは法律家、またウィリアム・モーズリーは管見の限り不詳である。

さて表2-2にまとめたように、横方向に最初に署名をしている回数はウェールズが最も多く、次いでウォッツワース、モーズリーの順で、ウォルコットも1回だけ署名している。横方向で2番目に署名しているのはモーズリーが最多で、次いでウェールズとウォッツワースが同じ回数である。そして横方向の署名を合計すると、ウェールズが17回、ウォッツワースとモーズリーがそれぞれ15回であり、ウォルコットは1回のみである。一方、縦方向の署名はハンティントンが20回、ロジャーズが4回となっており、その他の者

表2-2 軍票の署名

	横・上	横・下	縦	計
EW	11	6	0	17
FW	9	6	0	15
WM	3	12	0	15
OW	1	0	0	1
JH	0	0	20	20
HR	0	0	4	4
計	24	24	24	72



による縦方向の署名はない。ロジャーズはハンティントンの副官であるから、ハンティントンの代理署名と考えられ、事実上、縦方向の署名はハンティントンの役割だったと断定できよう。このように縦方向の署名と横方向の署名では、明確に役割が分担されているといっている。ちなみに先述した同時期の手書きの証書でも、まったく同様の署名のパターンが踏襲されており、このような署名の役割分担が、かなり固定的であったことが確認できる。また、わざわざ3人目の委員が、横に記された他の委員の署名と重なるように、縦に署名しているのは、署名の偽造防止、さらには軍票自体の偽造防止のためだと推察される。この縦の署名を、たとえば最終的な支払い責任者が記した「支払い済み」の印とすることも不可能ではないが、その可能性はきわめて低いと思われる。なんとなれば、①縦の署名の記された位置が、例外なく他の署名と重なる場所にあり、金額の表記と重なることのないように配慮されていること（日付とは重なるものもあり、日付の記入も金額同様、署名より先であったことがわかる）、②1788年代の段階で、本軍票と同様の形式で発行された一種の「紙幣」（支払指図の証書）において、支払い済みによるキャンセルの印は、円形に開けられた小さな穴であること<sup>5)</sup>、③同州において遅くとも1790年代以降に見られる異なるタイプの「紙幣」（出納長となったポメロイの名のもとに発行された債務証書、州公債）の場合も、キャンセルの印は小さな穴であること（やはり裏書譲渡の痕跡を残すこの「紙幣」についても13枚所有しており、向後、分析を行いたい）、などの理由によるものである。

また、軍票裏面における需品局将校代理ポメロイの署名は、事実上、4人目の委員のそれといってもよい（むろん彼は主計局委員ではないが）。先述のようにポメロイの自署は、彼がこの軍票をいったん受け取り、指図人（軍票で支払いを受ける人物）に譲渡したという形式を整えるための、第一裏書人としての署名である。したがってポメロイやその代理人以外による裏書署名（ポメロイやその代理人の署名に加えて記されている署名）は、原則としてこの票をポメロイから（すなわち需品局から）受け取った人物（指図人）が、償還を受けた際の受領の署名、もしくはさらに白地式裏書をして他の者に譲渡した際の署名——償還の受領署名も、邦政府に譲渡したと考えれば、その一種といえる——である可能性が高い。ただし、とりわけ料紙の隅に記されている小さな署名については、償還時などに担当官等が監査等を行った印と理解することもできる。ともあれ24枚中、ポメロイ（代理人含む）以外の裏書署名を有する軍票は13枚で、ほぼ半数に上る（表2-1参照）。前者の仮定に立てば、署名をした人物を精査することで、軍需品の調達に関する地元のネットワークを浮かび上がらせることができると推測されるが、不詳の人物がほとんどであり、実際には難しい<sup>6)</sup>。

以上、主として軍票の内容、すなわちテキストを狙上に載せて分析してきたが、翻って軍票の物理的形態、すなわちテクスチャーの側面に注目したい。24枚すべての軍票について、実測等によって法量や透かし等、テクスチャーの属性を示したのが表2-3である。すでに触れたように本稿で史料とする軍票は、活版印刷部分の形態上の差異から、9種類に分類できる。

表2-3 軍票の形態 (テクスチャー)

番号	種類	法量 (最大値)		竇の 目	透かし		
		横	縦		有無	内容	表裏
1	a	16.8	9.7	縦	無	—	—
2	d	16.6	9.8	縦	有	LI ? の部分	表側
3	d	16.8	9.8	縦	無	—	—
4	b	17.0	9.2	縦	無	—	—
5	b	16.9	9.2	縦	無	—	—
6	b	16.8	9.7	縦	無	—	—
7	b	16.8	9.7	縦	無	—	—
8	c	16.9	9.3	縦	無	—	—
9	a	17.0	9.5	縦	無	—	—
10	a	16.6	9.8	縦	有	I ? の部分	?
11	a	16.9	9.9	縦	無	—	—
12	b	16.6	9.7	縦	有	LGEV ?	表側
13	c	16.9	9.4	縦	有	VEL ? の部分	裏側
14	d	16.6	9.9	縦	有	LI ? の部分	表側
15	b	16.5	10.0	縦	有	LGE ? の部分	表側
16	a	16.4	9.4	縦	有	LGE ? の部分	裏側
17	d	16.7	9.9	縦	有	EL ? の部分	表側
18	e	14.8	9.9	縦	無	—	—
19	f	16.3	10.2	縦	無	—	—
20	g	16.3	10.8	縦	無	—	—
21	h	16.3	8.9	縦	無	—	—
22	i	16.2	9.2	縦	無	—	—
23	i	16.5	10.5	縦	無	—	—
24	h	16.5	10.0	縦	無	—	—

ここではその9種類に、aからiの記号を振り、各種類の軍票の実物についても、本稿末にて網羅的に提示している。この種類が何を意味するかを推測する前に、さらに種類別にそれぞれのテクスチャーとテキストの属性を探ってみよう。軍票の形態(表2-3)と内容(表2-1)の分析を踏まえて、それらを種類別に簡潔にまとめたのが表2-4である。まず法量に注目すると、軍票の横の長さは種類e、縦の長さはfとgがやや他と異なるものの、皆ほぼ同じとってよい(平均は横16.6センチ、縦9.7センチ。後世、コレクターによって横の周辺部分が切断されたと思われるeは、横の平均計算から除外した)。作成された時期(タイミング)の異なるaからiであっても、やはりテクスチャーの均質性は求められていたことがわかる。一方、透かしの有無はランダムであるが、サンプル数の少ないeからiまでに透かしは認められない。サンプル数の少なさをゆえ断定はできないが、もしも透かしを有さない料紙を用いる傾向が生じたとするならば、偽造に対して

表2-4 軍票の種類別テクスチャーとテキスト

種類	N	横 (cm)		縦 (cm)		透かし		年次の 印刷部分	金種 (£)	委員名		裏面番号	
		平均	標準偏差	平均	標準偏差	有無	表裏			横	縦	最小	最大
a	5	16.7	0.19	9.7	0.17	有・無	表・裏	1781	1, 3, 10, 15	EW, FW, WM	JH, HR	8762	9121
b	6	16.8	0.17	9.6	0.29	有・無	表	1781	2, 3, 4, 8, 9	EW, FW, WM	JH, HR	8886	15464
c	2	16.9	—	9.4	—	有・無	裏	1781	7, 8	EW, FW, WM	JH, HR	10927	14690
d	4	16.7	—	9.9	—	有	表	1781	1, 1.5, 9, 10	EW, FW, WM	JH	8669	15451
e	1	14.8	—	9.9	—	無	—	178[]	10	FW, WM	JH	—	20701
f	1	16.3	—	10.2	—	無	—	178[]	5	FW, WM	JH	—	7784
g	1	16.3	—	10.8	—	無	—	178[]	30	FW, WM	JH	—	21442
h	2	16.4	—	9.5	—	無	—	[]	2, 10	EW, FW, WM	JH	13789	16226
i	2	16.4	—	9.9	—	無	—	178[]	6, 9	FW, WM, OW	JH	13791	13794
全	24	16.6	0.44	9.7	0.42	—	—	—	—	—	—	—	—

意を用いなくなった可能性も——この透かしは必ずしも偽造防止を目的としたものではないが——否定できないかもしれない。また、透かしを有する料紙も使用している a から d において、その透かしの形状（アルファベットなど）から確認できる料紙の表裏を調べると、表側を用いているものと裏側を用いているものの双方が認められる。前稿の史料と同様に、印刷所は表裏を特に気にすることなく、料紙を用いたのであろう<sup>(7)</sup>。また、これらの料紙はすべて簀の目紙であるが、表2-3に示したように、印刷方向（筆記方向）はすべて縦、すなわち簀の目に垂直に記されている。これもやはり前稿で考察したボストン市発行の公債証書とよく似た特徴であり、紙幣様の小片を印刷・製作する際の形式とってよかろう。ただし、軍票の中には主計局委員の署名の下部が一部、切り取られているものが見出される（19番、21番の軍票）ところから、署名がなされたのちに切り離された、すなわち当初は1枚のシート状に印刷されたものに主計局委員が署名をし、その後、ほぼ一定の規格で切り離されたと考えることができる。また、ほぼすべての軍票の右端が自然な形状を有していることから、右は切断されたのではなく、シートの端部であると推測される。なお、種類 a、b、c、d の軍票は、いずれも年次が1781年と印刷されているため、10月9日の日付を書き込んだシリーズで使用が停止されている。もっとも、12月1日付のシリーズもこれらの料紙を使用することが可能であるにもかかわらず、年次が「178」までしか印刷されていない、すなわち複数年次にわたって使用することを前提とした e を用いている。この事実から推測して、想定よりも早く a、b、c、d のストックが尽きてしまった可能性が指摘できよう。そして1月30日付のシリーズは f と g、2月18日付のシリーズは h と i の種類の用紙を用いたのである。

さて、上記の種々の情報を踏まえて推理するならば、軍票の種類の正体はどのように捉えられるだろうか。あくまでも筆者の仮説ではあるが、印刷の過程で1枚のシートの中に存在したバリエーションと考えれば、最も合理的に説明できるように思われる。とりわけデータの豊富な種類、すなわち1781年の年次が印刷されている a、b、c、d の4種類だけに考察の対象を絞れば、図2-1のように推測できるのではなかろうか。つまり、当時の一般的な規格の簀の目紙を、印刷所でまず縦に半分に切り、切った方の側面を基準として印刷機にセットし、4枚の軍票を一度に刷り上げたのである。ただし、同じテキストの文面とはいえ、4枚分の活字をまったく同じように組むことは困難で（まったく同じにする意図もなかったかもしれない）、それゆえ、そのバリエーションが軍票の種類として表出したのである。こう考

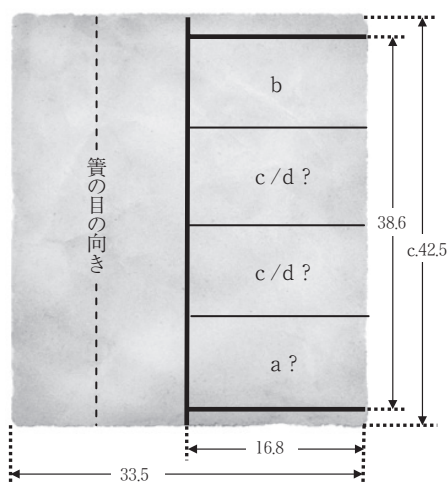


図2-1 組版とシートの構造（推定）

えれば、たとえば以下のような事実も自然に首肯されよう。①24枚中、17枚を数える1781年銘の軍票の種類が、わずか4種類しか出現しないこと（すなわち倍の8枚を一度に刷った可能性はない）、②料紙の裏表がランダムであるにもかかわらず、簀の目の向きが皆、縦であること、③軍票の右端がすべて自然な形状を有していること、④左端の切断面が必ずしも鋭利でないこと、⑤それに比して上下の切断面が鋭利であること、等である。なお、図中の縦横の数値は表2-3で計算した平均値（cm）を用いているが、シートの縦の数値（c.42.5）のみ、筆者の所蔵する同時代の他の文書を測定して推計した。また、a、b、c、dの各種類が組版において占めた位置に関して、bはとりわけ上部の余白部分のスペースが長いため、最上部に位置したと推測され、aについても、やや下部の余白部分に長いものが存在することから、最下部の可能性はあるが、定かでない。cとdは、上下ともに余白があまり見られず、2番目ないし3番目であったと考えることができよう。ともあれ、このように印刷されたシートに、書記官等が金額・日付を書き込み、主計局委員が署名をしていったのであろう。したがって、署名のコンビネーションが同じ場合は、当該の軍票が実際に同じシートに属していた可能性も考えられよう。

さてここで、前稿と同様に、史料の裏面に注目したい。この軍票の裏面こそ、テキストチャーとテキストの交差する応用問題——裏面番号など——を提起するからである。まずは裏面の上方部分に記載された3行、すなわち金額、ポメロイの名、日付の記載を注視したい（原文裏面に〔Part A〕として記した3行）<sup>(8)</sup>。筆跡から見ると、この3行の裏書は、おそらく表面に金額、日付を記入した人物（書記官等）が記したものであると思われる。ただし、裏書の文字に切り取られた箇所が全く認められないため、表面の記載や署名が完了し、シートから個々の軍票が切り離された後に、裏書がなされたと考えられる。裏書であるから、そもそも当然ともいえるが、ともあれ表面の金額、日付の記載よりも、裏面上方部分の裏書（Part A）は時系列的に後であると推測できる。一方、裏面番号も、やはり筆跡からして、裏書上方部分を記入した人物の手になるものと思われるが（別の手と見られるものもある）、明らかにインクの状態（濃さなど）が他の裏書箇所と異なっている。ほとんどの軍票において、そのような状態にあると言いうるだけでなく、Part A部分の1行目（金額の表記）の一部に、裏面番号が重なっているものも散見される。このような状況証拠から、Part Aの3行の裏書よりもさらに後に、裏面番号が記入されたことは明らかであろう。またこの裏面番号は、概して料紙上部の端のきわに書かれているが、その数字の上部が切れているものが一切ないことから、切り離し後に記されたものであることは間違いない。また、この数字が書かれたタイミングとして考えられるのは、軍による使用（発行）、すなわち民間人等に軍票を渡すべく用意した際に記されたことと推察できる。ただし実際に裏面番号が記入されたのは、ポメロイによる署名など、需品局が軍票を渡すための準備を整えた段階も含みうる。したがって、必ずしも実際の使用順に番号が振られたとは断じえないし、また、番号を振ったすべての軍票について、一枚一枚、管理用の帳簿に

記載していたかどうかは定かでない。しかし少なくとも同じ属性の軍票が同じ番号を有さないように番号を振ったのであろうし、その意図としては、①発行枚数の管理、②偽造の防止、などが考えられよう（むろん、この①と②は相互に関連している）。なお、番号が通し番号でない可能性、たとえば一桁の数字から始まっていない可能性や、番号が何らかの符号となっている可能性なども考えられうるが、とりわけ後者は無理があると思われ、いずれも本稿では議論の前提としない。

また、Part A部分に続いて（間隔をかなりあけて）裏面中央には需品局将校代理ポメロイの自筆署名が記されている。むろん指図人（この場合、軍票を渡す相手）に軍票を譲渡するための裏書であるが、前述のようにきわめて形式化した手続きといえる。ともあれ、このポメロイの自署の位置が、縦方向から見て中央にあるため、シートからの切り離し前でも署名は一見可能であるようにみえる。また作業効率から考えても、表面の主計局委員の署名と同様に、シートの状態で裏面に署名したと想定するのが自然な思惟方法かもしれない。しかし実のところ、ポメロイの自署は、明らかにシートから切り離された後におこなわれているのである。なんとすれば、裏面の記載は、すでに述べた上方部分の裏書3行分（Part A）および裏面番号とともに、すべて軍票の上半分、つまり軍票を縦にして半分に折った左側になされているからである（正確には裏書のスペースの方が少し大きい）。本稿で史料とした軍票はすべてそのようなかたちで裏書されている。むろん、指図人の署名の位置はランダムであるが、これは軍票発行後のことであり、作成に関わるものではない。そもそも証書や紙幣等を折りたたんで保管することは、表面（の文字）を保護する目的もあってか、当時きわめて普通におこなわれていた習慣であり、その際、端裏書のごとく、裏書がなされていたことは、すでに前稿で縷々述べたとおりである。この軍票においても、かかる慣習の援用が証されたともいえよう。

また、ポメロイの自署が、書記官等による上方部分3行（Part A）の記入よりも後になされたと考えられるのは、むろんテキストの論理的要請にもよるが、自署がPart Aとのバランスを配慮した位置に置かれていることや、代理署名が存在していることから明らかであろう。この代理署名は、史料13、21、22において見られる事象であり、これらの軍票では、ポメロイの署名部分は本人による自署ではなく、代理人による署名となっている。具体的には、「ラルフ・ポメロイの代わりに」と記した下に、代理人が自らの名を書き入れており、史料13では“A Kingsbury Clerk”、史料21では“William Adams ADQM”、史料22では“James Wills Clerk”と記されている。すなわち、書記官のキングズベリーとウィリス、需品局将校代理補佐のアダムズが、必要に応じてポメロイに代わって署名しているのである。ただしその頻度は24枚中3枚（1割強）に過ぎず、ポメロイは需品局将校代理としての任務をおおむね忠実に果たしていたといえる。また、少なくとも上記の軍票3葉においては、それぞれ代理人による署名の筆跡と、裏面上方部分の3行（Part A）の筆跡、および表面の金額、日付の筆跡が、同じ手によるものと認められるため、それぞれの軍票を実際に作成したのが、ここに名前



の確認できる書記官や需品局将校代理であることがわかる。代理人署名のない軍票についても、おそらく彼ら（を含む事務方）が作成したと判断してよいであろう。

なお繰り返しになるが、先述のようにポメロイ以外の裏書署名（代理署名を除く）についても、ほぼ半数に認められる。一概には言えないものの、金額が高い軍票の方が、このような裏書署名がなされている傾向が強い。当該の署名は、軍票を受け取った人物（形式上、ポメロイの指図人）の自署と思われるものがあり、納税時にこの軍票を提出するなどして、本票記載の金額の償還を受けた際、もしくは軍票を別の人物に裏書譲渡した際に記したものと考えられよう。たとえば24番の軍票の裏書には、「ジョサイア・ハンガーフォーズ・シニア、アレグザンダー・ステュアート2世により受領さる（“recivd [received]”）」と記されており、需品局よりこの軍票を受け取ったハンガーフォーズが、ステュアートに譲渡した証左といえよう。さらに、20番の軍票の裏書「ロジャー・バルク殿（esq）、1784年1月26日」から判断して、償還（もしくは裏書譲渡）に2年以上かかっていることがわかるのである。ただし、やはり先述のように、とりわけ料紙の隅などに小さく記されている署名については、償還時等に邦政府側（もしくは需品局側）の監査担当官等が監査済みの印として自らの名を小さく書き込んだと考えることもできる<sup>(9)</sup>。ともあれ、このような指図人等の署名が記されていない軍票の場合、最終的に償還されなかった可能性もあるし、白地式裏書のまま、あたかも紙幣のごとく通用したために、被裏書人の名が（さらには第2以降の裏書人の名も）記されなかった可能性もある<sup>(10)</sup>。そうであればこの軍票は、指図人（order）から持参人（bearer）や所持（保持）人（holder）への変化の過程を如実に証する史料となりえよう。

以上、考察してきたように、本軍票の作成から償還にわたるプロセスをまとめると、表2-5のごとくだろう。①から⑦までが軍票の作成プロセス、⑧が発行、⑨が償還（もしくはさらなる裏書譲渡）である。軍票のテキストの生成プロセスとして捉えれば、①から③が表面テキストの生成<sup>(11)</sup>、⑥から⑨が裏面テキストの生成となる。ただし⑧については、⑦の直後の段階から、需品局による実際の使用時まで、時間的な幅が想定される。

表2-5 軍票の作成等の過程

作成	表面	①書記官等による金額・日付の記入
		②主計局委員2名による横方向の署名
		③主計局委員1名による縦方向の署名
	裏面	④シートを裁断し軍票を切り離す
		⑤軍票を半分に折る
発行	裏面	⑥書記官等による上方部分3行（Part A）の記入
		⑦需品局将校代理ポメロイによる署名（もしくは代理人【書記官等】による署名）
発行		⑧書記官等による裏面番号の記入
償還		⑨指図人等（もしくは担当官等）による署名

では、この⑧のプロセス、すなわち裏面番号の生成そのものに改めて注目してみよう。この番号は、いったいかなる順序で——規則があると仮定するならば——記されたのだろうか<sup>(12)</sup>。これは大変興味深い応用問題である。上記のように、裏面番号が書かれたタイミングとして考えられるのは、軍による使用（発行）、すなわち民間人等に直接・間接に軍票を渡すべく用意し

た時点——ポメロイによる署名など、需品局が軍票を渡すための準備を整えた段階も含みうる——と推察されるが、それでは具体的にどのような順序で番号は振られたのか。もちろん軍票の表面ではなく、あくまでもシートから切り離された後の裏面に振られた番号であるから、1枚のシートの中の軍票に連続番号が付されたとは考えにくい。じつ、裏面番号が連続(9060と9061)している史料番号10と11は、発行日や金額も同じ(10月9日、3ポンド)であるが、種類が同じaのタイプで署名者のコンビネーションも異なるため、異なるシートに属していたものと推測される<sup>(13)</sup>。裏面番号のナンバリング・システムとして想定されるのは、金額別の発行順、発行日別の発行順、のおよそ2通りであろう。たとえば前者であれば、軍票の金額別(1ポンド、2ポンドなど)に、それぞれ発行順に通し番号が振られ、後者であれば、発行日別(9月20日、10月9日など)に、それぞれ発行順に通し番号が振られた、ということになる。とりわけ後者について注記すれば、ここでいう「発行」と「発行日」はやや紛らわしいが、別の概念であり、この場合の「発行」とは、上記のごとく需品局が民間人等に軍票を渡した、もしくはその準備を整えた時点の意であって、テキストの表面・裏面に手書きされた日付、すなわち「発行日」の意ではない。前者の日付、つまり実際の使用に供された(準備がなされた)日付は軍票には記載されないため、知りえない。われわれが知りうる日付は、軍票の表面・裏面に記された「発行日」のみであり、表面・裏面で一致するこの日付こそが、本稿のすべての表中に掲げられた「月日」に他ならない。この「発行日」はむしろ「作成日」ととらえることもできるが、法的には正確な発行日であり、実際の使用時の日付とはある程度近接していたと推測されるものの、必ずしも一致していたわけではなかろう(そもそも「発行日」が使用時であれば、裏面番号の問題も生じないといえる)。複数の種類の軍票や、多くの枚数の軍票が同じ発行日を記入されており、この日付が一種、形式的なものであることは十分に了解されるものの、これ以外に日付を確定する手立てがない以上、これを目安として利用することは有意義であろう。

さて、上記の2通りの可能性について、結論からいえば、前者の蓋然性はきわめて低いと思われる。なんとすれば、裏面番号を軍票の金額別の発行順とする考え方については、具体的な反例が見出されるからである。たとえば同じ2ポンドの軍票4と21では、裏面番号は「発行日」の順ではなく、逆になっている。3ポンドでは5と10、10ポンドの18と24も同様である。厳密な発行順はわからないものの、発行日順の段階ですでに矛盾をきたしているわけであるから、この説は採りえない。もちろん、作成された軍票は金種ごとに分類され、保管されていたと想定されるのだが、具体的なナンバリングに際しては、厳密に金種ごとになされたわけではなかったのである。

それでは、後者についてはどうか。実のところ、表2-6に示したように、それぞれの発行日別にグループ分けをして裏面番号順に並べた場合、それぞれのグループの最大番号が大きすぎる点が問題となる。各発行日(9月20日、10月9日など)のグループにおいて、裏面番号

表2-6 裏面番号の構造(月日別)

年	月日	裏面番号	番号	種類	金額(£)
1781	9月20日	8762	9	a	15
1781	9月20日	9121	1	a	1
1781	9月20日	9129	3	d	1.5
1781	9月20日	9154	7	b	4
1781	9月20日	10927	8	c	7
1781	9月20日	11039	5	b	3
1781	9月20日	12483	2	d	1
1781	9月20日	15153	6	b	3
1781	9月20日	15464	4	b	2
1781	10月9日	8669	14	d	9
1781	10月9日	8886	15	b	9
1781	10月9日	9021	16	a	10
1781	10月9日	9060	10	a	3
1781	10月9日	9061	11	a	3
1781	10月9日	12469	12	b	8
1781	10月9日	14690	13	c	8
1781	10月9日	15451	17	d	10
1781	12月1日	20701	18	e	10
1782	1月30日	7784	19	f	5
1782	1月30日	21442	20	g	30
1782	2月18日	13789	21	h	2
1782	2月18日	13791	23	i	9
1782	2月18日	13794	22	i	6
1782	2月18日	16226	24	h	10

表2-7 裏面番号の構造(年次別)

年	裏面番号	月日	番号	種類	金額(£)
1781	8762	9月20日	9	a	15
1781	8669	10月9日	14	d	9
1781	8886	10月9日	15	b	9
1781	9021	10月9日	16	a	10
1781	9060	10月9日	10	a	3
1781	9061	10月9日	11	a	3
1781	9121	9月20日	1	a	1
1781	9129	9月20日	3	d	1.5
1781	9154	9月20日	7	b	4
1781	10927	9月20日	8	c	7
1781	11039	9月20日	5	b	3
1781	12469	10月9日	12	b	8
1781	12483	9月20日	2	d	1
1781	14690	10月9日	13	c	8
1781	15153	9月20日	6	b	3
1781	15451	10月9日	17	d	10
1781	15464	9月20日	4	b	2
1781	20701	12月1日	18	e	10
1782	7784	1月30日	19	f	5
1782	13789	2月18日	21	h	2
1782	13791	2月18日	23	i	9
1782	13794	2月18日	22	i	6
1782	16226	2月18日	24	h	10
1782	21442	1月30日	20	g	30

が最大のもの、すなわち史料番号4、17、18、20、24の裏面番号はすべて1万5千を超えており(2万を超えているものもある)、それぞれの発行回ごとに、そのように多くの枚数を出していると考えるのはやや無理であろう。さらに、そもそも発行日として9月20日と10月9日は近接しすぎており、たとえいちどきに作成したのではないとしても、少なくとも裏面番号は通し番号として記入された可能性がある。これはすなわち軍票の作成と、裏面番号の記入に、時間的な差があったとことを前提とした仮説である。この仮説を受け入れた場合、9月20日と10月9日の発行日を持つ軍票には、同じ版で印刷されたと推定される種類aからdまでがすべて含まれる(逆にいえば、それら以外の種類は一切含まれない)ため、非常に整合的な理解が可能となる。さらに12月1日に発行された史料番号18も、裏面番号の並びからすれば、10月9日発行のシリーズと連続しているように見える。ただし、この軍票の種類はeであり、12月1日付で新たに印刷したこの種類も、以前のもつと連続した形で通し番号を付けたと考えられる。この理論を敷衍すれば、翌82年の1月30日と2月18日のシリーズも日付が

近いため、裏面番号は通しとなっていると想定される。ただし年次の印刷箇所の問題があるため(表2-4「年次の印刷部分」参照)、使われた軍票の種類は1月30日付がfとg、2月18日付がhとiである。このように考えてゆくならば、たとえば1781年に議論を限れば、9月20日の日付の段階ですでに8千台の番号が付されている(史料番号9)ことから、1781年の年始以降に番号が始まり、この9月の段階で8千台の番号となっているとの推測が成り立つ。つまり以上の推論から、年次ごとに新たに番号を付すという仕組みが浮かび上がってくるのである。この考え方に沿って表2-6を年次ごとに分類し直すならば、表2-7となる。この表によれば、1781年は2万枚強、軍票を発行したことになる。ただし、この推測を推し進めてゆくと、翌82年は、すでに2月半ばの日付の段階で(より正確には1月30日の日付の段階で)2万台となっており(史料番号20)、ペースとしてやや早すぎる感がある。もっとも、1万3千台の番号も散見されるため、前年度から番号が連続していると言えないことも間違いない。史料番号20の金額は30ポンドというかなりの高額であるため、これのみが例外的に前年の続き番号が振られていた可能性も否定できないであろう。ともあれ、この表2-7の法則に沿えば、たとえばいくつか存在する近接した裏面番号のコンビネーション——9060(史料番号10)と6061(11)、9121(1)と9129(3)、13789(21)と13791(23)と13794(22)——も、ある程度整合的に理解することができると思われる<sup>(14)</sup>。もっとも、裏面番号に関する以上の論はあくまでも仮説であり、さらなる史料の集積によって検証されるべきであろう。そして、文書館を永久の住居としないこれら市井の史料は、われわれに歴史事象の生成する現場について、さまざまな知見を授けてくれるのである。

## 註

- (1) 大陸紙幣の偽造対策については、拙稿「近世大西洋世界のなかの貨幣」(『名古屋大学大学院文学研究科公開シンポジウム報告書「貨幣が語る世界史」』、2011年)参照。
- (2) 独立戦争中の大陸軍の補給に関しては、次の修士論文(名古屋大学)が詳しい。池田祐里子「アメリカ独立戦争における補給の問題について」(2011年度)。また、大陸軍の組織などについては、ドン・ヒギンボウサム(和田光弘・森脇由美子・森丈夫・望月秀人訳)『將軍ワシントン——アメリカにおけるシヴィリアン・コントロールの伝統』(木鐸社、2003年)、196-199頁を参照。
- (3) この史料のテクスチャーは次のとおり(写真は本稿末の【史料A】)。法量は横21.1cm、縦16.4cm。材質は簀の目紙で、簀の目の向きは横。透かしは有り(アルファベット・ライオン・女神)、天地は逆で、表裏は表である。テキストの釈文(原文・訳)は下のとおり。ポメロイではなくウィリアム・モーズリーに対して支払う形式となっており、同人による裏書の自署は3つ折りの中央部になされている。裏書譲渡に関する表記はないが、支払指図の形式は酷似している。なお、1777年11月3日付の同様の証書で、やはり自署ではないローレンスの名が記され、本史料によく似た構造を有する史料(金額は1ポンド9ペンス)も私蔵しているが、本稿では詳述しない。また、同じく私蔵しているコネティカット植民地の公金の支払指図書2葉(同植民地の参議会書記官から財務官に対して出されたもので、1766年10月29日付と68年10月19日付)も同様の構造を備え、少なくとも1葉は裏書譲渡と思われる痕跡を留めている。このような文書様式が植民地時代から連続と続いていることがわかる(詳細は次稿を予定)。

《ro.》

Sir /

Pay Table Office Oct<sup>r</sup>. 28<sup>th</sup> 1782

Pay M<sup>r</sup>. William Moseley Four Pounds four shillings and three /

Pence out of the avails of confiscated Estates or any Monies not /

Appropriated [appropriated] ... and charge the State ... /

£4. 4. 3

Fenn Wadsworth /

Huntington [vertical] Committee

Eleazer Wales /

John Lawrence, Esq. /

Treasurer /

《vo.》

14945 /

Order /

William Moseley /

£4. 4. 3 /

Oct<sup>r</sup>. 28<sup>th</sup> 1782 /

William Moseley /

《表》

拝啓

主計局、1782年10月28日

ウィリアム・モーズリー氏に、

[忠誠派の] 資産を接収して得られた収益、もしくは何かに充てるものではない [使用用途の限定されていない] 資金であれば何であれ、そこより、4ポンド4シリング3ペンスを支払うこと。邦政府に請求のこと。

委員 フェン・ウォッツワース、エリエイザー・ウェールズ、ハンティントン

財務官ジョン・ローレンス殿 [自著ではない]

- (4) 本稿で参照した人名事典等は以下のとおりであり、とりわけ日本図書センターが復刻した歴史上の人名事典の数々 (『アメリカ人名資料事典』シリーズ) は重要である (かつて筆者はこれらの人名事典の推薦文を日本図書センターのパンフレットに寄せたことがある)。John Eliot, *A Biographical Dictionary Containing a Brief Account of the First Settlers, and Other Eminent Characters among the Magistrates, Ministers, Literary and Worthy Men in New England* (Salem & Boston, 1809) (『アメリカ人名資料事典 (第1巻)』、日本図書センター、2000年) [以下、①と表記]; William Allen, *The American Biographical Dictionary*, Vol. 2 (Boston, 1857) (『アメリカ人名資料事典 (第15巻)』、日本図書センター、2001年) [以下、②]; Francis S. Drake, *Dictionary of American Biography*, Vol. 2 (Boston, 1872) (『アメリカ人名資料事典 (第10巻)』、日本図書センター、2001年) [以下、③]; *Concise Dictionary of American Biography*, 5th ed., 2 Vols. (New York, 1997) [以下、④]; Richard L. Blanco, ed., *The American Revolution, 1775-1783: An Encyclopedia*, Vol. 1 (New York, 1993) [以下、⑤]. ハンティントンについては、②: 457-458; ③: 468; ④: Vol. 1: 600; ⑤: 792-795。ロジャーズは、②: 712。ウォルコットは、②: 878; ③: 1000; ④: Vol. 2: 1474で、これらはすべて父とともに掲載されており、①: 510-511は父のみ記載されている。ウォッツワースについては、ジェレマイアのみが、②: 813; ④: Vol. 2: 1357に載っている。なお、①にはハンティントン、ウォッツワース、ロジャーズの親族の記載があり、②にはポメロイやキングズベリーの親族と思われる人物の記載もある。建国初期の1809年に上梓された①は、掲載人数は多くはないものの、ニューイングランドの著名人に特化した内容から、貴重な同時代史料となっている。②は1857年の出版であるが、むしろそれゆえにこそ、19世紀前半までの人物に関して収録数も非常に多く、現代から見ても一定の水準に達した事典といえよう。
- (5) この証書については1葉のみ、筆者のコレクションにある。発行日は1788年5月31日で、ポメロイでは



- なくオリヴァー・ウォルコット・ジュニアに対して支払われる形をとっており、金額は4ポンド、主計局委員の署名はエリエイザー・ウェールズ1名となっている。裏面にはウェールズの自署(中央)と、他1名の裏書署名がある。テキストの構造はよく似ているが、法量は最大値で横15.2cm、縦12.2cmであり、本稿で考察している軍票とは形が異なっている(簀の目も縦ではなく横で、3つ折り)。
- (6) たとえば以下のような署名があり、同じ人名は見当たらない(括弧内は軍票番号)。“Josiah Curtis” (3), “D of Isaac<sup>l</sup>c Chandlar” (6), “S Danforth” (7), “Nathan Strong” (8), “Lui Riley” (11), “Samuel Hyatt” (18), “Asa Frink” (19) など。ただし、これらの署名は裏面の左下に小さな字体で記されている場合が多く、筆跡がわかりにくい。したがってこれらの名のいくつかは、ポメロイ自身、もしくは書記官や監査担当官等によって記された可能性も考えられる。その場合は、たとえばポメロイや需品局の書記官による指図人(被裏書人)の記載であれば、償還の際の自署ではなく、また白地式裏書でもないことになる(ただし、償還時に書記官等が相手方の名を記載した可能性もある)。また、償還時等に、州政府側の監査担当官等が監査済みの印として小さく自署したと考えることもできる。
- (7) 拙稿「18世紀アメリカに関するデジタル史料と未刊行手稿史料(1)——ワシントン・懐中時計・差押え令状」(『名古屋大学文学部研究論集』173号、2012年)の第2章「未刊行手稿史料の分析——時間を紡ぐ一紙文書」参照。
- (8) 1行目の金額の後に付された“Order”の語は、ポメロイの指図とも(軍事上の)命令の意ともとれる。
- (9) 先述のように、これらの署名のいくつかはポメロイ自身、もしくは書記官や監査担当官等によって記された可能性もあり、その場合はポメロイ(もしくは需品局)による指図人(被裏書人)の記載、あるいは監査担当官の自署ということになる。前者の仮説に立てば、表2-5の⑦には「ポメロイや書記官等による指図人の記入」と追記すべきであり、記入も償還(もしくはさらなる裏書譲渡)時ではなく、⑧と同じく発行時となる。一方、後者の仮説、すなわち償還時等に州政府等の監査担当官等が、監査済みの印として自署したと考えることも可能であり、それゆえ表中の⑨に「もしくは担当官等」の語を挿入している。註(3)において詳述しなかった1777年11月3日付の証書の裏書には、「監査済み(Audited) 1778年12月21日」の語とともに小さな署名が記されており、本仮説の強力な証左といえる。
- (10) 裏面に数字が書かれている軍票も2枚ある(6と23)が、表面の金額との関連性が薄く、何らかの計算をした痕跡とはいえるものの、利率等の計算とは言えない。たとえば23番の軍票には「14ポンド0シリング6ペンス」の記載があるが、額面は9ポンドである。
- (11) 理論上は①・②・③の順序が異なる可能性も想定されるが、たとえば②・③・①の順の場合、金額が記載される以前の白紙に委員が保証の署名をすることは考えにくいし、②・①・③ではさらに煩雑な手続きとなる。しかも①・②・③の順であれば、筆跡等の状況(たとえば字の重なり具合から確実に①より③が後であること、金額を記す手が表と裏で異なる場合があることなど)に照らしても何ら矛盾は生じない。
- (12) アメリカ貨幣史の泰斗E・ニューマンによれば、そもそも当時の紙幣のナンバリング・システムは多様であり、統一性は認めにくいとされる(Eric P. Newman, *The Early Paper Money of America*, 4th ed. (Iola, Wis., 1997), 23-24)。むろん同書にも、このコネティカット邦の軍票に関する記載はない。当時の一般的な紙幣(信用証券)については、通常、表面に番号が振られるが、そのナンバリング・システムすら多様であるのに、ましてや裏面に番号を有する本軍票の場合、到底自明とはいえない。なお、大陸紙幣のように1枚のシートに印刷される紙幣の額面がみな異なる場合、むしろそのシートの中の紙幣にはみな同じ番号が手書きされるが、同じ額面の紙幣が1枚のシートに印刷される場合(1709年のニューヨーク植民地紙幣など)、連続番号が付されている(シートの現物の写真は、*Ibid.*, 35, 46)。
- (13) その他の証拠として、同種類の軍票(すなわち異なるシート)の軍票)で、裏面番号の時系列が逆転している例をあげることができる。発行日が9月20日で種類aの1ポンド(史料番号2)の裏面番号は12483であるが、発行日が10月9日で種類aの3ポンド(史料番号10)の裏面番号は9060である。また発行日が9月20日で種類bの3ポンド(史料番号6)の裏面番号は15153であるが、発行日が10月9日で種類bの8ポンド(史料番号12)の裏面番号は12469となっている。
- (14) たとえば史料番号21、23、22(裏面番号はそれぞれ、13789、13791、13794)は、22と23のみ同種類であるためシートが異なり、さらに3葉ともに額面も違う。にもかかわらず発行日が同じ(2月18日)であれば、裏面番号が近接しうることがわかる。

**Abstract**

Digital Historical Documents and Unpublished Manuscripts on 18th Century America (II):  
George Washington, Gouverneur Morris, and Military Scrips

Mitsuhiro Wada

This paper investigates several interesting aspects of 18th century America utilizing two different kinds of historical documents: digital documents and unpublished manuscripts. The specific themes dealt with here are pocket watches concerning George Washington as for digital documents, and military scrips issued for the Quartermaster Department of revolutionary Connecticut with the cooperation of the Treasury and the Pay-Table Office (Committee of Four) of the state as for unpublished manuscripts. The chapter 1 of this paper on the former theme is a sequel to the chapter 1 of my article published on this journal last year (“Digital Historical Documents and Unpublished Manuscripts on 18th Century America (I)”) and further development of the theme by using the full-text searching function equipped in the digitized *Writings of George Washington from the Original Manuscript Sources* with other important historical documents including *the Papers of George Washington, the Diary and Letters of Gouverneur Morris*, etc. The chapter 2 of this paper on the latter theme analyzes newly found 24 military scrips privately owed by the author of this paper. After surveying the composition of the text and describing the configuration of the “texture” (physical characteristics) of the scrips, I present several persuasive hypotheses concerning the classifying method and generating process of the scrips.

Several facts found or reaffirmed include: private and political aspects of the relationship between George Washington and Gouverneur Morris; complicated process of ordering, payment and transportation of the watch made for Washington at Jean-Antoine Lépine’s atelier; historical significance, from horological and business viewpoints, of Lépine’s watches equipped with innovative mechanisms such as a Lépine caliber, a virgule escapement, etc.; possibility of Morris’s intentional or accidental misspelling of Lépine’s successor “Raguet” as “Rogue” in his letter addressed to Washington; through systematic analyses of the text and the texture of the military scrips, the process of signing by the Committee of Four on the recto of the scrips; a hypothesis concerning the endorsing system of numbering and signing on their verso; a hypothetical method of classifying the scrips into several types; a persuasive mechanism of generating the scrips, etc.